

～響かせようトットリズム～

鳥取県男女共同参画白書

～平成 30 年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～

－本編－

鳥 取 県

鳥取県では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成12年に鳥取県男女共同参画推進条例を制定し、平成13年に鳥取県男女共同参画計画を策定しました。以降、平成19年に第2次計画、平成24年に第3次計画、平成28年に第4次計画を策定し、男女共同参画に関する取組を総合的に進めてきました。

その結果、審議会等委員や管理職に占める女性割合は全国上位となり、物事を決める場面への女性の参画は着実に拡大しています。また子育て支援制度の充実により、保育所への年度当初の待機児童数がゼロなど、男女が働きながら子育てしやすい基盤整備が進んでいます。

しかしながら、固定的性別役割分担意識は根強く、家事・育児・介護など家庭における責任は依然として女性に偏っており、男性の家庭への参画が求められるほか、職場・地域など物事を決める場面への女性の参画は徐々に増えているものの、男性と比べ低い状況にあるなど課題が残っています。

少子高齢化が進行するとともに、未婚・晩婚化や単身世帯・ひとり親世帯が増加しており、特に女性においては男性に比べ非正規雇用が多いことなどから生活困難に陥りやすい状況にあるなど、社会・経済情勢は、男女共同参画を取り巻く状況にも大きく影響し、変化してきています。

人口構造が変化していく中で、意欲と能力を持った女性の活躍は、地域社会の持続・活性化につながる地方創生の鍵であり、女性も男性も高齢者も若者も家庭・地域・職場のあらゆるところで、共に認めあい、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県を目指して取組を進めています。

本書は、鳥取県男女共同参画推進条例第9条に基づく年次報告書として、「第4次鳥取県男女共同参画計画」の体系に沿って、各部局の取組や進捗状況を示すなど、本県における男女共同参画の推進状況を県民の皆様に明らかにするためのものです。

<鳥取県が目指している男女共同参画社会の姿>

鳥取県が目指す男女共同参画社会とは、

女性も男性も高齢者も若者も、

家庭・地域・職場のあらゆるところで

- ・性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合っ

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

目次

I	平成30年度の主な事業、取り組み	1
II	男女共同参画施策の実施状況	10
	第4次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況	
	テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり	10
	テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり	19
	テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	29
III	男女共同参画施策の実施効果	33
	第4次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の進捗状況	33

第4次鳥取県男女共同参画計画の体系

3つの基本テーマごとに重点目標を定め、男女共同参画の推進を図ります。

A 男女が共に活躍できる環境づくり

重点目標		施策の基本的方向
1	働く場における女性の活躍推進	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (2) 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり (3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進
2	地域・社会活動における女性の活躍推進	(1) 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 (2) 地域活動における男女共同参画の推進 (3) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進 (4) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

B 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標		施策の基本的方向
3	生涯を通じた男女の健康支援	(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2) 妊娠・出産等に関する支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
4	誰もが安心に暮らせる環境整備	(1) 高齢者が暮らしやすい環境の整備 (2) 障がい者が暮らしやすい環境の整備 (3) 外国人が暮らしやすい環境の整備 (4) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 (5) 性的マイノリティに関する理解促進
5	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制づくり (3) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

C 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標		施策の基本的方向
6	男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	(1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 (2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進 (3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

I 平成30年度の主な事業、取り組み

〔1〕イクボス・ファミボスの普及・拡大

【イクボス・ファミボスリーディング企業見学会・意見交換会】

イクボス・ファミボスの取組を推進しようとする企業の経営者などが、先駆的な取組を実践する企業を見学し、意見交換会を通じて、育児や介護など従業員の家庭事情に配慮した働きやすい職場づくりの参考にしました。



<第1回>

【見学先】学校法人米子自動車学校（現：学校法人柳心学園米子自動車学校）

【開催日】平成30年11月29日

【対象】県内企業の経営者、県内企業の経営者、労務管理者等

【内容】

男女を問わず当たり前前に育児休業が取得できる風土づくりや職場環境アンケートから採用した育児・介護中社員の日曜勤務免除制度など、同校のイクボス・ファミボス宣言に基づく具体的な取組について紹介された後、活発な意見が交わされた。

【参加企業からの質問】

- ・上下間、部署間、社員間の情報共有や休む際の引継方法について
- ・制度はあるが休みを取りたがらない職員への意識改革方法 など

<第2回>

【見学先】社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院

【開催日】平成31年1月29日

【対象】県内企業の経営者、労務管理者等

【内容】

週休3日の短時間正社員制度など多様な働き方の制度設計を行い、管理職も積極的に制度活用するなど安心して働き続けられる風土づくりに努めていること等が紹介され、参加者から、組織全体の合意形成が難しい中での制度化についての助言等が求められた。

【各参加企業からの質問】

- ・制度や取組を実施する際の職員への周知方法
- ・残業時間の管理、調整方法 など

【イクボス・ファミボス宣言優良企業表彰】

イクボス・ファミボスの取組を普及するため、第2回目となる「イクボス・ファミボス宣言優良企業表彰式」を平成30年11月19日（毎月19日は「イクボス・ファミボスの日」）に行いました。鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けている企業のうち、「イクボス・ファミボス宣言」を実施している企業（表彰式開催時点：424社）の中から、働きやすい職場環境づくりや従業員の就業継続支援の取組等が特に優れている企業6社を表彰しました。



【受賞企業と主な取組】 ※50音順

企業名	主な取組内容
株式会社寿電気 （米子市／建設業）	<ul style="list-style-type: none"> ・育児や介護等送迎や通院などにも利用しやすいように誰もが15分単位での休暇取得が可能 ・上司が練習問題を配布して添削指導するなど資格取得を支援
一般財団法人鳥取県観光事業団 （鳥取市／生活関連サービス業、娯楽業）	<ul style="list-style-type: none"> ・休んだ従業員の業務をカバーできる仕組みづくりを推進 ・有給休暇の取得率が低い部門に計画的付与制度を導入し、休暇取得を促進
医療法人社団FOLとみます外科 プライマリーケアクリニック （米子市／医療・福祉）	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭の両立等に関する相談窓口を設置し、社員1人ひとりにきめ細かなサポートを実施 ・特別有給休暇を設け、出産時の付き添いを推奨
株式会社永井電機工業所 （米子市／製造業）	<ul style="list-style-type: none"> ・職域拡大と多能工化を図ることで家庭事情に対応した職場配置を実施 ・「仕事と介護の両立チェックシート」を活用し、社員の介護リスク等を把握
有限会社福井事務機 （米子市／卸売業、小売業）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護中の従業員に寄り添い、短時間正社員制度を導入 ・復帰直後の主体的なキャリア形成を支援するツールとして、セルフキャリアドック制度を導入
流通株式会社 （倉吉市／運輸業、郵便業）	<ul style="list-style-type: none"> ・わくわくホリデー（14日間の連続休暇制度）を設け、有給休暇取得を促進 ・フレックスタイム制度を導入し、仕事と家庭の両立を応援

【介護や育児で慌てない！組織マネジメントトライアル支援】

介護や育児等で従業員の働き方に制約が生じた際に、本人だけでなく同僚や上司、企業が慌てず柔軟に対応できる体制や組織力を培うため、コンサルタントを派遣し、従業員が制約のある働き方の体験（＝「なりきり者」トライアル）を実施しました。

<介護や育児で慌てない組織づくりのために有効な取組>

- ・仕事の棚卸（業務案内・負担の把握と整理、細分化）
それぞれの業務内容や所要時間を可視化し、手順に「ムダ・ムリ・ムラ」が発生していないか検討し、その作業や業務を「やめる→頻度や量を減らす→手法を変える」の視点で改善につなげる。
- ・マニュアルの作成（個人依存の業務から脱却、ノウハウ共有）
業務マニュアルや手順書を日頃から作成し、共有しておく。
- ・業務分担の見直し（多能工化、複数担当制、ジョブローテーション）
1人が異なる業務を複数遂行できる「多能工」型の育成を進めること、業務範囲を他のメンバーと重複させるなど、組織的な業務体制を構築する「複数担当制」、または、定期的な業務の変更や職場異動を行う「ジョブローテーション」などにより、柔軟で流動的な業務遂行体制をつくる。
- ・介護や育児に関する情報提供、学習機会の設置
仕事と将来の介護や育児との両立を可能とするために必要な情報提供や、ワーク・ライフ・バランスに対する理解を深める啓発研修などを実施し、従業員の定着化や相互理解、協力体制の推進をはかる。

【取組企業の声】

- ・スタッフ同士がお互いをサポートしあう雰囲気生まれ、チームの自発的な行動が見られるなど、共助体制が深まった。
- ・突発的な欠員時の新たなフォロー方法がみつけれられた。



【介護等支援コーディネーター派遣】

介護と仕事の両立支援に取り組む事業主を応援するため、介護を取り巻く諸制度や介護への備え等、従業員の介護と仕事の両立のために必要な職場環境づくり等をアドバイスするコーディネーター（保健師等）を派遣しました。

（コーディネートの例）

- ・介護に直面した際の心構えや対応等に関する社内セミナーの開催
 - ・従業員が活用できる公的介護サービスや民間サービスに関する情報提供
 - ・従業員の介護と仕事の両立のために必要な職場環境づくり（支援制度、相談窓口の設置等）
- ※労務担当の同席を条件として、複雑（多様）な介護問題に悩んでいる従業員の相談にも対応

〔2〕女性のキャリア形成・ステップアップ支援

働く場における女性の活躍をサポートし、自由な職域選択や職域拡大、リーダー育成のための取組のひとつとして、県内で活躍する女性を広く紹介するほか、官民一体の女性活躍推進主体「女星（じょせい）活躍とっとり会議」と連携し、県内の女性職員を対象としたキャリア形成に資する研修を実施しました。

【女性ロールモデルの発信】

これまで女性の入職が少なかった分野も含め、県内で活躍している女性（ロールモデル）から働く若い女性に向けて、入職のきっかけや仕事を行う上で大切にしていること、やりがい等の自身の体験談をメッセージの形で紹介しました。

※ロールモデル：社員等が将来において目指したいと思う、模範となる存在

【発信媒体】

日本海新聞（連載8回、特集記事1回）、県ホームページ

【ロールモデルの職業分野】

製造業、建設業、サービス業、農業、金融、医療福祉、消防、警察、運輸 等

【読み手の声】

- ・職場に女性従業員は自分だけで、将来目指すべきことも分からなかったけれど、男性の多い職場の中で活躍している先輩女性を知り、自分は一人じゃないのだと不安が少し解消された。
- ・新聞を読んで勇気づけられた。ロールモデルのように周りと協力しながら自分も仕事と家庭の両立を目指して頑張ろうと思った。

【女性リーダー育成セミナー】

県内の中小企業の中堅女性従業員を対象としたスキルアップやキャリア形成に資するセミナーを県内3地区（東・中・西部）で開催しました。

【開催日】 東部会場 平成30年11月19日

中部会場 平成30年11月1日

西部会場 平成30年10月16日

【場所】 東部会場 とりぎん文化会館

中部会場 倉吉未来中心

西部会場 米子コンベンションセンター

【主催】 鳥取県、女星活躍とっとり会議

【概要】 ①「笑顔のリーダーをつくるための実践トレーニング」

講師 合同会社LINO 市川 さゆり 氏

②「リーダーの役割」、「人を育てる方法、リーダーコミュニケーション」

「チームを育て、部下育成計画を作ろう」

講師 株式会社キャラウィット 上岡 美弥子 氏

③ 先輩女性リーダーとの意見交換会

【セミナー参加者の声】

- ・普段、異業種の方（女性）と話す機会がないので、とても良い刺激になった。
- ・とりあげられる内容が、「あるある」でとても納得でき、自分自身の状況と照らし合わせながら考えることができた。
- ・同じ立場で共感することがある方たちとお話しすることができ、気持ちが楽になった。
- ・時代によって求められるリーダーが変化していることを知ることができて自信になった。

【3】女性が働きやすい職場づくりの支援・推進

【とっとり働き方改革支援センターの開所（平成30年4月）】

県内企業での人材不足が深刻化する中、人材の確保・定着、多様な人材の活躍のためには、「働きやすい職場づくり」と「生産性向上」を両輪とした「働き方改革」を進めることが重要です。

県では、従来から、人材確保、雇用環境整備、生産性向上等の個別支援を進めてきましたが、関係機関と県による一体的な支援体制を構築し、県内企業の「働き方改革」をさらに推進するため、平成30年4月、県商工労働部内に「とっとり働き方改革支援センター」を設置しました。



【多様な働き方の促進に向けた取組実績】

とっとり働き方改革支援センターでは、社会保険労務士による企業訪問、セミナーを通じた取組事例や関連施策の普及啓発、企業からの相談に応じた専門家（社会保険労務士等）派遣、各部局と連携した業種別（福祉、建設、製造、観光、農林水産）での取組支援、補助・融資による支援を行いました。

専門家派遣では、「女性社員に長く働いてもらうため、法を上回る育児・介護に関する支援制度を盛り込んだ就業規則への改正」「平成31年4月開始の『働き方改革関連法』への対応」「テレワークの導入に対応した就業規則の改正」等の相談に対応しました（平成30年度69件派遣）。

また、セミナーは、平成30年7月・10月・平成31年2月に開催し、県内企業計9社から、それぞれの企業での「働きやすい職場づくり」や「人材育成・業務効率化・生産性向上」の取組について、きっかけ・内容・成果をわかりやすく紹介していただきました。



【平成30年7月セミナー（分科会）】



【平成31年2月セミナー（事例発表）】

【今後の展開】

平成31年4月から順次「働き方改革関連法」が適用されましたが、法制度について県内企業の対応が十分でない部分もあり、一層の周知が必要であるため、引き続き、国や関係機関と連携した普及啓発を行います。

働き方改革を含む経営課題や課題への対応は、企業ごとに異なります。とっとり働き方改革支援センターでは、専門家派遣による個別対応やセミナーによる取組事例紹介の他、課題を自ら把握し改善するための手法・ノウハウを学ぶ「課題解決セミナー」、商工団体と連携した取組事例の創出・横展開を進めます。

〔4〕ワーク・ライフ・バランス推進、男性の家事・育児等への参画促進

【有給休暇取得率プラス10%プロジェクト】

2019年4月から年5日の有給休暇取得が義務化されましたが、鳥取県の有給休暇取得率の状況は、「平成30年度鳥取県職場環境等実態調査」によると、年次有給休暇付与日数が14.9日で取得日数が6.7日、取得率は45.2%であり、前回調査（平成27年度：取得日数6.5日、取得率43.6%）と比べ若干上昇していますが、全国平均を下回っている状況にあります。そこで、従業員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、モデル企業における課題を把握し、有給休暇が取得しやすい職場風土づくりや業務の見直しなどの提案、アドバイスをを行い、これを横展開していけるようコンサルティングを実施しました。

<有給休暇取得の促進に有効と考えられる取組>

- ・管理職を対象とした意識改革セミナーの実施
- ・有給休暇の取得率の低い部署における職場改善のためのワークショップの実施
- ・有給休暇の取得を促進するポスターの掲示
- ・「カエル札」（朝の出勤時に自席に退社予定時刻を掲示する札）の取組
- ・有給休暇取得計画表の作成
- ・「アニバーサリー休暇」の位置付けによる有給休暇の取得促進



【カエル札】

【取組実施企業A社（製造業）】

（1）課題

部署間において有給休暇の取得率に大きな開きが見られた。また責任者へ業務が集中しており、個人間においても有給休暇の取得率に開きがあるほか、育児世代でも男女間の有給休暇の取得率に偏りがあった。

（2）取組実施期間

平成30年10月1日～平成31年3月20日

（3）目標

前年度の有給休暇取得率65%を10%上回る75%を2018年度目標とする。

⇒達成に向け、業務の効率化や特定の社員に業務負荷が偏らない体制づくりを図る。

（4）結果

有給休暇取得率は、2月までの実績で74%に達しており目標達成の見込みであったが、最終的に3月までの実績で80%に達した。

（5）今後の課題、改善策

- ・有給取得促進ポスター掲示、業務改善ワークショップ、有給の事前申請表の提出といった連続した施策が奏功したと考えられる。
- ・1人で複数の仕事をこなすことのできるような多能工化の人材育成が不可欠であり、普段から仕事を属人化させることなく、OJTも踏まえた人事ローテーションが必要。

【企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金】

育児や介護は誰もが直面する可能性があります。そのため、平成23年度に男性の育児休業促進奨励金を創設して、男性の家事・育児参加や介護休業取得を促進する企業の取組支援を通して、育児や介護への男性の積極的な参加と家庭の事情による休暇を取得しやすい職場環境の整備を進めるとともに、働き方改革や女性活躍の推進に資する取組を進めてきました。

そして平成30年度からは、これらの制度に加えて、従業員に対して不妊治療のために不妊治療（プレ・マタニティー医療）休暇を取得させた事業主に対して奨励金を支給する制度を追加し、企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金となりました。



【支給区分と支給金額】

区分	対象	金額
(1) 育児参加休暇	男性従業員に、配偶者の産前産後休業期間中に2日以上の特例休暇（有給）を取得させた事業主	10万円
(2) 育児・介護休業	男性従業員に連続する5日以上の子育て・介護休業を取得させ、原職等に復職させた事業主 ※一時金等の経済的支援がある場合は10万円を加算	10万円
(3) 介護休暇	家族の介護のため男性従業員に休暇（有給）を2日以上取得させた事業主	10万円
(4) 短時間勤務	子育て支援や介護のため、男性従業員に6ヶ月以上の短時間勤務を取得させた事業主	10万円
(5) 不妊治療（プレ・マタニティー医療）休暇	男女不問の従業員に不妊治療を受けるための特例休暇（有給）を、1日または半日単位で取得させた事業主 ※同一労働者1年度あたり最大6万円、最大3年度の支給	1万円／1日 ※5千円／半日

詳細についてはとりネットの支給要領をご確認ください。

【平成30年度実績】

育児参加休暇8件、育児休業3件、介護休業1件に加え、新設した不妊治療休暇についても1件の支給が行われました。

【男性の家事・育児等への参画促進に向けたセミナーの開催】

「女性活躍推進法」の施行により職業生活における女性の活躍に注目が集まり、共働き世帯が増えていく中で、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすく豊かで活力のある男女共同参画社会を実現するため、子育て世代でこれからの男女共同参画を支える主体となる男性層に、家庭における協働の具体的なイメージを持ってもらい、男性の家庭進出の機運の醸成を図ることを目的として企業等が開催する社員研修に講師を派遣する「イクメン・ケアメン養成セミナー」や、共に助け合える夫婦（パートナー）になることを目指した「家事シェアセミナー」を実施しました。

＜イクメン・ケアメン養成セミナー＞

職場において男性の家庭進出について考える機会を提供することを目的として、県内企業等が主に男性社員を対象として開催する家事、育児、介護等に関する社内研修・セミナー等に、無料で講師を派遣します。

＜研修テーマ例＞

- ・ 共働き夫婦の家事・育児の役割分担について
- ・ ワーク・ライフ・バランス（仕事、家庭、趣味などのバランスのとり方）について
- ・ 育児も介護も仕事も充実させる生き方について
- ・ 家族内の介護の関わり方について など

【参加者の声】

- ・ 男性の家事参画について考えるきっかけとなった。
- ・ 家事について真剣に話し合うことがなかったので、話し合う場にもなり有意義なセミナーでした。



〔5〕 全国トップクラスの女性参画

鳥取県では、政策・方針決定過程の場や防災分野などへの女性の参画が、全国トップクラスとなっています。

都道府県の地方公務員管理職に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	鳥取県	20.0
2	東京都	16.6
3	岐阜県	13.5
4	京都府	12.9
5	富山県	12.8
6	神奈川県	12.0
7	香川県	11.8
8	島根県	11.3
9	福岡県	11.0
10	福井県	10.8

都道府県の審議会等委員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	徳島県	48.8
2	島根県	43.9
2	鳥取県	43.9
4	埼玉県	37.7
5	長野県	37.2
6	宮崎県	36.7
7	新潟県	36.6
8	佐賀県	36.4
8	鹿児島県	36.4
10	山形県	36.1

市区町村の審議会等委員に占める女性の割合
(都道府県別)

順位	都道府県	女性割合(%)
1	福岡県	32.1
2	滋賀県	31.8
3	鳥取県	31.7
4	神奈川県	30.5
5	岡山県	30.1
6	大阪府	29.6
7	栃木県	29.1
8	沖縄県	28.8
9	山口県	28.7
10	埼玉県	28.5

管理的職業従事者(会社役員、管理的公務員)に
占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	徳島県	20.1
2	熊本県	19.0
3	高知県	18.8
4	京都府	18.6
5	青森県	18.5
5	福岡県	18.5
7	香川県	18.3
8	東京都	18.1
9	鳥取県	17.9
9	岡山県	17.9

都道府県防災会議の委員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	徳島県	48.1
2	島根県	47.9
3	鳥取県	43.1
4	佐賀県	27.9
5	新潟県	26.8
6	京都府	21.2
7	神奈川県	21.1
8	岐阜県	19.7
9	滋賀県	19.0
10	青森県	18.3

資料: 全国女性の参画マップ(内閣府男女共同参画局 平成30年12月作成)
(※平成31年3月20日更新)

Ⅱ 男女共同参画施策の実施状況

第4次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況

基本テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり

●重点目標1 働く場における女性の活躍推進

(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

(1)-1 ワーク・ライフ・バランスの理解・取組推進

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の実施内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、イクボス宣言企業に対して「イクボスパッジ」を配布するなど、「イクボス」の普及拡大を進めます。	・女星活躍とっとり会議とともに、県内企業に対する情報共有やセミナー開催、経営者との意見交換会等に連携して取り組んでおり、経営者等への認識が浸透してきている。 ・イクボス・ファミボスリーディング企業見学会・意見交換会の実施(11月、1月) ・イクボス・ファミボス養成塾の開催 ・イクボス・ファミボス優良取組事例表彰の実施(11月) ・介護への備えや仕事との両立に関する助言等を行う介護支援コーディネーターの派遣(9社) ・イクボス・ファミボ宣言企業数累計483社	イクボス・ファミボス宣言企業数は順調に伸びてきているが、目標達成に向けて引き続き普及を進めるとともに、実践に繋がっていくようトップへの継続した働きかけを進めていく。	・イクボス・ファミボス宣言企業が出展できる企業説明会の開催 ・多様で柔軟な働き方の導入を検討している企業に対し、既実践しているリーディング企業と1対1で相談できる機会の提供 ・イクボス・ファミボスの好事例の発信 ・イクボス・ファミボス養成塾の開催支援 ・イクボス・ファミボス優良取組事例の表彰 ・企業訪問、意見交換会の実施 ・介護支援コーディネーターの派遣 (イクボス・ファミボス普及拡大事業・5,459千円)	B	女性活躍推進課
男女が共に働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「男女共同参画推進企業」の認定を促進します。	・女性活躍企業推進員等3名体制による企業訪問等を実施 ・認定企業数 67社(累計754社)	男女共同参画推進企業の認定数は順調に伸びているが、引き続き市町村、商工団体等関係機関と情報共有するとともに働き方改革支援センターとの連携により、県下全域の企業へ効果的に働きかけを行う。	・男女共同参画推進コーディネーター、女性活躍企業推進員の配置 ・働き方改革支援コンサルタント(就業規則整備支援)の派遣(※働き方改革支援センターの事業) (企業の男女共同参画・女性活躍推進事業・13,142千円)	B	女性活躍推進課
男女共同参画推進企業認定を受けようとする企業に対し就業規則整備支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣し、就業規則整備を支援します。	就業規則整備支援コンサルタントの派遣実績は35社(新規作成・全面改正22社、一部改正13社)であり、企業の就業支援や女性の就労環境の改善に向けた取組を支援した。(30年度より社会保険労務士派遣を働き方改革支援センターに一元化し、企業における働き方改革を一体的に推進。)	引き続き市町村、商工団体等関係機関と情報を共有するとともに、とっとり働き方改革支援センターと連携して中小企業の就業規則整備を支援し、働きやすい職場環境づくりを推進する。	・男女共同参画推進コーディネーター、女性活躍企業推進員の配置 ・働き方改革支援コンサルタント(就業規則整備支援)の派遣(※働き方改革支援センターの事業) (企業の男女共同参画・女性活躍推進事業・13,142千円)	B	女性活躍推進課
家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「鳥取県家庭教育推進協力企業」の増加や、職場で実施する家庭教育に関する研修へ講師を派遣し、企業の取組を推進します。	・新規企業との協定 ・新規企業(50社) ・協定締結(年10回)	家庭教育推進協力企業制度の周知や企業内の家庭教育支援のさらなる取組充実が必要。関係課との連携、HP等を活用した情報発信、企業の研修会等に講師・ファシリテータ等を派遣する。	・企業との連携による家庭教育の推進(鳥取県家庭教育推進協力企業制度) (とっとりふれあい家庭教育応援事業・9,847千円)	A	小中学校課
労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対し助言・情報提供を行います。	・県内3か所の中小企業労働相談所みなくるで、電話や対面での相談に応じる。相談件数:2,981件(内職相談は含まない) ・企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣(69件)。社会保険労務士が県内企業を訪問し(133件)、支援制度や取組事例を紹介した結果、専門家派遣につながった案件が14件。	・みなくるへの相談は、労働条件に関するものが最も多く、気軽に相談できる窓口として引き続き広報等で周知。 ・専門家派遣につなげるため、各商工団体の担当者を対象とした働き方改革に係るスキルアップ研修を実施。	・県内3か所の中小企業労働相談所みなくるで、電話や対面での相談に対応。(労働者福祉・相談事業の一部 25,508千円) ・企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士等)を派遣。 (働き方改革促進事業の一部 6,300千円) ・各商工団体担当者を対象とした働き方改革に係るスキルアップ研修の実施及び各商工団体が支援した事例を普及啓発。 (働き方改革促進事業の一部 1,302千円)	B	とっとり働き方改革支援センター
労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善を促進します。	企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣(69件)。社会保険労務士が県内企業を訪問し(133件)、支援制度や取組事例を紹介した結果、専門家派遣につながった案件が14件。	・専門家派遣につなげるため、各商工団体の担当者を対象とした働き方改革に係るスキルアップ研修を実施。	・企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士等)を派遣。 (働き方改革促進事業の一部 6,300千円) ・各商工団体担当者を対象とした働き方改革に係るスキルアップ研修の実施及び各商工団体が支援した事例を普及啓発。 (働き方改革促進事業の一部 1,302千円)	B	とっとり働き方改革支援センター
事業所などが実施する社内研修などに講師を派遣し、職場環境の改善を促進します。	・中小企業労働相談所みなくるが講師を派遣し、社内研修を実施。 H30実績:72件	事業所のニーズに対応した効果的な研修を実施する。	企業の要望に応じてメンタルヘルス、ハラスメント、ワーク・ライフ・バランスなどの社内研修を実施。 (労働者福祉・相談事業の一部 785千円)	B	とっとり働き方改革支援センター
企業を対象にした、職場環境改善に関するセミナーや、基礎的な労働関係法令などに係る労働セミナーを開催します。	「職場のトラブル対処法」など6月～11月に計18回の労働セミナーを開催し、725名が参加(H30実績)。	事業主と労働者双方に有用なテーマで継続的に開催するとともにセミナーの開催を周知する。	労働者向け・企業向け計18回のセミナーを開催する。 (労働者福祉・相談事業の一部 1,099千円)	B	とっとり働き方改革支援センター

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
「企業子宝率」の数値を用いて調査・分析し、効果的な取組を行っている企業を表彰し、その企業の取組を紹介する冊子配布を行うことにより、企業の意識改革を推進します。	・県内企業約1,200社に対して調査票を送付し、従業員に子育てしやすい企業かどうかの「企業子宝率」の調査を行った。(ただし、子宝率は1.31(H26)から1.37(H28)まで上昇したが、H30には1.36と若干下がった) ・企業子宝率が高い企業を表彰することで、企業の子育てしやすい職場環境整備の機運の醸成を図った。	調査票の回収は上昇傾向であるが、企業の子育てに対する環境整備と普及啓発を一層図るため、調査票配布企業数を増やすとともに、回答率の向上を図る。	・企業子宝率調査の実施(約1,200社に送付予定) ・企業表彰及び企業の取組紹介小冊子作成 (子育てしやすい企業推進事業・5,303千円)	B	子育て王国課
行政職員における時間外勤務削減、休暇取得促進などに向けた業務改善、風通しのよい職場づくりなどを推進します。	・全部局で構成する「県庁働き方改革プロジェクトチーム」を設置し、時間外勤務削減の取組を全庁的に徹底・推進 ・ゴールデンウィーク前に年次有給休暇の取得推進通知を发出 ・夏季(7～9月)を休暇促進月間として年次有給休暇及び夏季休暇取得促進通知を发出するとともに、6～9月を「働き方チャレンジ」期間として様々な特例勤務の実践を通じての制度の検証や職員自身によるワークライフバランス見直しにつなげる取組を実施。 ・職場づくりに意欲のある課長補佐級以上の職員等を中心に、「認マス(認め合いマスター)」を養成し、各所属で具体的な取組を推進。	・時間外勤務の削減のみでなく、業務改善や制度の見直し等を通じて働きやすい環境を整備することにより、仕事の品質・生産性の向上並びに職員のワークライフバランスの充実を図る総合的な取組とする必要がある。	従来の働き方や概念にとらわれることなく、ワークライフバランスを推進し、職員一人一人がいきいきと効率性を高めながら働くことのできる環境を整備する。 (県庁働き方改革推進事業:2,019千円)	B	職員支援課

(1)ー2 ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
待機児童の解消に向け、放課後児童クラブの設置や保育所などへの支援を行います。	運営費の助成や県単独での加算措置に加えて新增設の施設整備を支援し、受け皿を拡大した。	受け皿を拡大するも、年度中途の待機児童が発生しているため、引き続き支援するとともに、保育士等の処遇改善を図っていく。	・待機児童の解消に向け、放課後児童クラブの設置や小規模を含めた保育施設の整備を進める。 (子どものための教育・保育給付費県負担金:2,721,088千円) (私立幼稚園運営費補助金(私立幼稚園運営費補助金):211,417千円) (放課後児童クラブ設置促進事業:27,209千円) (子ども・子育て支援交付金:615,763千円)	B	子育て王国課
放課後子供教室の運営費を補助し、子どもに放課後などの安全で安心な活動拠点を確保します。	・放課後子供教室を実施する市町村(10市町村54教室)を支援。 ・放課後子ども総合プランの推進のため、子育て応援課と合同で放課後子供教室・放課後児童クラブの関係者を対象に研修会を開催。	放課後子供教室関係者、放課後児童クラブ関係者、市町村担当者、学校との連携を強化するため、運営委員会等の在り方について検討する。	・放課後子供教室を実施する市町村を支援。 ・子育て応援課と合同で放課後子供教室・放課後児童クラブ関係者を対象に研修会を実施。 (地域学校協働活動推進事業 19,388千円)	B	小中学校課
幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を行う私立幼稚園や、地域の未就園児や保護者などを対象に子育て支援事業を行う私立幼稚園、私立認定こども園を支援します。	県内の全ての私立幼稚園と一部の認定こども園において、教育時間終了後の預かり保育や園開放等を実施しており、保護者等に対する子育て支援につながっている。	引き続き支援を実施し、取組が進むよう働きかける。	・県内の全ての私立幼稚園と一部の認定こども園において、教育時間終了後の預かり保育等を実施する。 (私立幼稚園運営費補助金(子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金)・65,004千円)	A	子育て王国課
病児・病後児保育において、国庫補助要件を超えて職員を配置している施設又は職員配置や利用児童数が国庫補助要件に満たない施設の運営費の助成などにより、病児・病後児保育の充実を図ります。	平成30年7月より日野町において病児保育施設を新たに開設し、県内における病児保育の利用可能地域が拡大した。また、これまで病児・病後児保育のいずれも利用できなかった若桜町において、病後児保育施設の整備を行い、31年4月開設を予定している。	市町村と協力し、病児・病後児保育施設の新規開設や利用者が施設を利用しやすいような環境整備を引き続き行う。	病児・病後児保育施設の新規開設や利用者が施設を利用しやすいよう施設の環境整備を行う。 (病児・病後児保育普及促進事業:5,160千円)	B	子育て王国課
第3子以降保育料の無償化と併せて、第1子と同時在園の第2子の保育料の無償化(所得制限あり)を行う市町村への助成や、世帯から2人以上同時に在籍する場合、2人目以降の園児の保育料を軽減する私立幼稚園に対して助成することで、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	本県独自制度である「第3子以降保育料完全無償化」、低所得世帯に特化した第2子保育料無償化(第1子同時在園の場合)を引き続き実施し、経済的負担を軽減した。さらに、在宅育児世帯に対しても経済的支援を行う「おうちで子育てサポート事業」を引き続き実施した。	在宅育児世帯に対する経済的支援を全市町村で実施できるよう市町村と連携する。	・保育料の無償化や在宅育児世帯への経済的支援を実施し、子育てに係る経済的負担の軽減を行う。 (保育料無償化等子育て支援事業・376,398千円) (中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業・70,617千円) (おうちで子育てサポート事業・77,906千円)	B	子育て王国課
児童発達支援センターを利用している多子世帯の利用料を軽減する市町村に対し助成することで、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	児童発達支援センターを利用している世帯の第2子以降の利用料を軽減する市町村に対して助成を行った。 H30年度は10市町村において実施した。	課題 特になし 次年度も同様に取り組む。	児童発達支援センターを利用している世帯の第2子以降の利用料を軽減する市町村に対して助成することで、子育てに係る経済的負担の軽減を図る。 (児童発達支援センター利用料軽減事業 750千円)	A	子ども発達支援課
働く介護家族向けに基本的な介護スキルを学べる「介護職員初任者研修」を実施する事業者に対して助成し、家族の負担軽減を図ります。	働く会社員等が受講しやすい開催日程且つ介護と仕事の両立に役立つ講座を盛り込んだ介護職員初任者研修を実施した事業者(2事業者)に対して助成した。	研修実施事業者の確保を図り、引き続き働く介護家族が受講しやすい研修の開催促進を図っていく。	・働く介護家族向けの「介護職員初任者研修」の開催を促進していく。 (鳥取県社会福祉事業包括支援事業内・600千円)	B	長寿社会課

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
介護サービスや制度に関する情報提供や介護家族が働きやすい意識醸成及び環境改善のための企業内研修開催を支援します。	鳥取県内に所在する企業等を訪問し、介護サービスや介護制度に関する情報提供を行うとともに、企業社員を対象に介護に関する研修会を開催した。 委託数：東部圏域2事業者 中部圏域2事業者 西部圏域1事業者	訪問及び研修実施企業の確保を図り、引き続き企業内研修の開催促進を図っていく。	・企業社員を対象にした「企業内研修」の開催を促進していく。 (「働く介護家族応援！」企業内研修開催支援事業・3,200千円)	A	長寿社会課
高齢者への総合的な生活支援の中核的な機能である地域包括支援センターの機能強化を支援します。	センターの役割、業務、地域包括ケアの概要などについて地域包括支援センター職員研修を実施した(1回)。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、引き続き、市町村や地域包括支援センターの取組を支援していく。	地域包括支援センター職員研修を実施し、引き続き、地域包括支援センターの機能強化を支援する。 (地域包括ケア推進支援事業・12,453千円)	A	長寿社会課

(1)ー3 男性の家事・育児や介護への参画促進

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
男性の意識改革やワーク・ライフ・バランスなどをテーマにした講座を開催し、ワーク・ライフ・バランス及び男性の家事育児参画に関する理解促進を図ります。	・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。(派遣回数：6回、セミナー参加者数：330人) ・家事シェアセミナーを開催。(開催回数：2回、セミナー参加者数：20人)	・企業における女性活躍推進には家庭における男性の家事参画が必要であり、特に土木・建設業のように男性の従業員比率が高い企業へ事業の実施を働き掛けていく必要がある。 ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える必要がある。	・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。 ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型のセミナーを開催し、男性の家事参画の促進を図る。 (普及啓発事業 5,717千円)	C	男女共同参画センター
男性を対象とした企業内研修などを推進し、男性の家庭進出を促進します。	・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。(派遣回数：6回、セミナー参加者数：330人) ・家事シェアセミナーを開催。(開催回数：2回、セミナー参加者数：20人)	・企業における女性活躍推進には家庭における男性の家事参画が必要であり、特に土木・建設業のように男性の従業員比率が高い企業へ事業の実施を働き掛けていく必要がある。 ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える必要がある。	・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。 ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型のセミナーを開催し、男性の家事参画の促進を図る。 (普及啓発事業 5,717千円)	C	男女共同参画センター
労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、制度の普及啓発などを図ります。	・企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣。 社会保険労務士が県内企業を訪問し(133件)、支援制度や取組事例を紹介した結果、専門家派遣につながった案件が14件。 H30派遣件数：69件	県内中小企業の男性の育休取得率は5.6%となっており(H30年度職場環境等実態調査)、引き続き制度の周知を行う。	県内企業が「働き方改革」の具体的な取組を促進するため、企業訪問やセミナー(事例紹介)を通じた普及啓発を行う。 (働き方改革促進事業の一部 3,001千円)	B	とっとり働き方改革支援センター
育休取得アドバイザー(社会保険労務士など)を事業所に派遣し、育休取得推進のための事業所内の体制整備、プランづくりを支援します。	・企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣(69件)。	・企業の経営課題に応じて、育児休業を含む各種休暇制度の整備、就業規則整備等の働き方改革への取組を促進する。	・相談のあった事業者に対して、助言・指導を行う専門家を派遣。 (働き方改革促進事業の一部 6,300千円)	B	とっとり働き方改革支援センター
父子手帳の配布や男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する奨励金の支給などにより、男性の育児参画を推進します。	・国の出生時両立支援助成金制度がH28年度に創設されたが、国助成金の対象外となる企業に対して単県の奨励金支援することにより、県内企業の男性の育児参加の促進を図った。 ・企業子宝率が1.37(H28)から、H30年度は1.36に若干下降した。 ・男性の育児休業取得促進奨励金の支援制度の認知度は広まりつつあるものの、男性の育児休業取得率5.6%から目標値に対してはまだ差が大きい。	・企業支援奨励金は伸びつつあるが、男性の育休取得に直結していない面もあり、引き続き制度の周知と企業意識の醸成が必要であり、キャラバン隊などにより引き続きPRに努める。	・男性の育児・介護休業等取得促進奨励金による助成 ・父子手帳のアプリ提供 (子育てしやすい企業推進事業・5,303千円)	C	子育て王国課
家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「鳥取県家庭教育推進協力企業」の増加や、職場で実施する家庭教育に関する研修へ講師派遣し、企業の取組を推進します。【再掲】	・新規企業との協定 ・新規企業(50社) ・協定締結(年10回)	家庭教育推進協力企業制度の周知や企業内の家庭教育支援のさらなる取組充実が必要。関係課との連携、HP等を活用した情報発信、企業の研修会等に講師・ファシリテータ等を派遣する。	・企業との連携による家庭教育の推進(鳥取県家庭教育推進協力企業制度) (とっとりふれあい家庭教育応援事業・9,847千円)	A	小中学校課

(2) 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

(2)ー1 企業における女性活躍の促進

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
女性活躍に積極的に取り組む企業である「輝く女性活躍パワーアップ企業」の登録を促進します。	・女性活躍企業推進員等3名体制による企業訪問等を実施 ・登録企業数 64社(累計205社) ・補助金等支給件数13件(女性活躍のための企業支援補助金6件、環境整備支援助成金6件、育児休業復帰支援助成金1件)	・登録企業は着実に広がっているが、県内全域で企業の女性活躍の取組を展開するため継続した企業訪問等による働きかけとフォローアップが必要。	・女性活躍職場づくり助成金等事業補助金による企業支援 ・社会保険労務士等派遣による企業支援 ・女性活躍の先進的取組を行っている「女性活躍先進モデル企業」とともにセミナー開催等を通じた県内企業の女性活躍や働き方改革に向けた取組を促進 (企業の男女共同参画・女性活躍推進事業・13,142千円)	B	女性活躍推進課

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
女性活躍アドバイザー(社会保険労務士)による、女性活躍推進に資する職場環境改善などのためのアドバイスや施設整備などへの支援により、企業の女性活躍の取組を推進します。	・働き方改革支援コンサルタントを派遣し、女性の就業環境改善に向けた取組を支援した。(30年度より社会保険労務士派遣を働き方改革支援センターに一元化し、企業における働き方改革を一体的に推進。) ・登録企業数 64社(累計205社) ・補助金等支給件数13件(女性活躍のための企業支援補助金6件、環境整備支援補助金6件、育児休業復帰支援補助金1件)	・とっとり働き方改革支援センター等との連携により、制度の周知に努めるとともに、制度を活用した女性活躍に資する職場環境改善の取組を推進する。	・女性活躍職場づくり助成金等事業補助金による企業支援 ・社会保険労務士等派遣による企業支援 ・女性活躍の先進的取組を行っている「女性活躍先進モデル企業」とともにセミナー開催等を通じた県内企業の女性活躍や働き方改革に向けた取組を促進 (企業の男女共同参画・女性活躍推進事業・13,142千円)	B	女性活躍推進課
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、一般事業主行動計画策定に係る経費の一部を補助し、中小企業の一般事業主行動計画策定の取組を促進します。	女性活躍企業推進員等による企業訪問の際に一般事業主行動計画策定の働きかけを実施。	女性活躍企業推進員等による企業訪問等の機会を捉えて、継続的に個別に計画策定を働きかける。	女性活躍企業推進員等による企業訪問等の機会を捉えて、継続的に個別に計画策定を働きかけるとともに、働き方改革支援コンサルタントの派遣により、一般事業主行動計画策定のアドバイス等を行い、計画策定を促進する。	B	女性活躍推進課
建設業で働く女性が就職・就業継続しやすい環境整備を促進するため、女性労働者を対象とした施設・設備・備品面での環境整備を行う事業主を支援します。	補助実績:0件 ※2~3件の事前相談が寄せられたものの、補助要件にそぐわなかったことから申請に至らず。	補助金が活用しにくいとの声を受け、交付要綱の一部改正により要件緩和。事業内容の周知を徹底し、利用拡大を図る。	女性労働者のために、施工現場等に女性専用トイレ等を整備するなどの環境整備を行う事業主に対し、経費の1/2を助成。なお、補助要件について、対象工事の範囲を県工事から県内工事に拡大し、女性労働者の必要な従事日数を施工状況に応じて2か月間で20日とする緩和を実施。 (建設産業担い手育成支援事業・225千円)	B	県土総務課

(2)-2 自治体における女性活躍の促進

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
県は率先して、性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進します。	特定事業主行動計画で定めた管理的地位(係長級以上)の女性職員割合32%以上を目標に、女性登用を推進した。	引き続き、性別を問わない能力・実績主義に基づく女性幹部登用を積極的に行っていく必要がある。	—	B	人事企画課
	管理職試験の女性受験者促進を校長会等を通して行い、女性管理職候補者が増加するよう働きかけた。	・女性管理職を含む管理職の大量退職時期を控え、管理職を志望する教職員の育成が急務である。 ・引き続き、適材適所の配置による女性管理職の登用を図るとともに、大学院派遣や研修の促進など管理職を志望する教職員が増加するよう、働きかけを行う。	女性校長会などとの意見交換を行い、女性管理職育成の課題等を点検するとともに、引き続き、適材適所の配置を図りながら、女性管理職の登用にも個別配慮を行う。	B	教育人材開発課
	「働き方改革」、「女性の活躍推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」の三位一体の取組を推進し、男女を問わず職員が前向きに仕事に取り組むことが出来る職場環境の構築を図った。	引き続き、三位一体の取組を推進していく必要がある。	—	A	警察本部警務課
フレックスタイム、サテライトオフィスなどを活用した働き方改革を行います。	・サテライトオフィスの利便性向上のため、6~9月を「働き方チャレンジ」期間として様々な特例勤務の実践を通じての制度の検証や職員自身によるワーク・ライフ・バランス見直しにつなげる取組を実施。	引き続き、職員のワーク・ライフ・バランス推進のために利用促進の取組を継続していく必要がある。	従来の働き方や概念にとらわれることなく、ワーク・ライフ・バランスを推進し、職員一人一人がいきいきと効率性を高めながら働くことのできる環境を整備する。 (県庁働き方改革推進事業:2,019千円)	A	人事企画課、職員支援課
イクボスによる組織全体のワーク・ライフ・バランスを推進します。	時間外勤務縮減に向けて上司が適切に職場をマネジメントするための考え方や実践のポイントを習得するための「働き方改革研修」をイクボス・ファミボス研修と位置づけ実施した。	全ての職員が働きやすく、その能力を最大限に発揮できる職場づくりを目指して、柔軟な働き方の推進、業務改善等による時間外勤務縮減等に取り組んでいく必要がある。	従来の働き方や概念にとらわれることなく、ワーク・ライフ・バランスを推進し、職員一人一人がいきいきと効率性を高めながら働くことのできる環境を整備する。 (県庁働き方改革推進事業:2,019千円)	—	職員支援課

(2)-3 女性のキャリアアップ・キャリア形成の支援

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
ロールモデルの情報発信を行い、女性管理職の登用などに向け、女性の意識改革を推進します。	女性活躍サミットにおいて、女性ロールモデルに登壇いただき、これまでの取組等を発信。	・女性ロールモデルの発掘・情報収集等、関係部署と連携して取り組む	新日本海新聞等において、女性ロールモデルからのメッセージ等を掲載するなど、女性ロールモデルを広く発信する。 (女性リーダー育成・ロールモデル発信事業・3,947千円)	B	女性活躍推進課
ロールモデルやメンターとの交流を通じて、働く女性同士のネットワークを構築し、女性の孤立化を防止します。	女性ロールモデルと働く女性が交流する意見交換などを実施。	引き続き、女性ロールモデルと働く女性が交流できる場を設定するなど、ネットワークの構築を行う必要がある。	女性ロールモデルと働く女性との意見交換を実施する。 (女性リーダー育成・ロールモデル発信事業・3,947千円)	B	女性活躍推進課

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
女性のスキルアップのためのセミナーを開催し、管理職候補者の育成や女性の意欲向上を図ります。	女性活躍先進モデル企業と連携し、女性従業員がキャリアアップを目指し、キャリア形成に資するセミナー等を開催。併せてセミナー参加者と県内企業の女性経営者等との意見交換を実施。	働く場において女性が能力発揮できる環境づくり、経営者の意識改革に向けた取組を継続していく必要がある。	女性従業員がキャリアアップを目指し、キャリアプランを描き、実践的なスキルを身につけるリーダー研修を実施する。併せて、セミナー参加者と県内企業の女性経営者等との意見交換を実施する。 (女性リーダー育成・ロールモデル発信事業・3,947千円)	B	女性活躍推進課
高校生への業界説明や現場見学などにより、建設業の魅力を発信し、女性人材確保を推進します。	・インターンシップ研修受入企業支援事業 建設業 受入企業20社・生徒35名 測量等 受入企業 6社・生徒8名 ・鳥取県建設業魅力発信事業 8件(6社) 鳥取県測量設計業協会ほか5つの業界団体において、広報・シンポジウム、施工現場見学会や舗装施工体験を実施するなど、建設業の魅力発信の取組を実施した。 ・土木ツアー 鳥取西道路トンネル工事現場(参加者:約60名) ・どぼくカフェ 会場:イオンモール鳥取北(参加者:約100名) ・とっとり建設業の魅力発信講座 [出前説明会の開催] 小学校3校(上北条・河北・西郷)122名 中学校1校(河北)114名	引続き事業の周知徹底を図り、さらなる活用促進を図る。	土木系高校生の体験学習等を受け入れた建設関係企業の受入支援、若者や女性に建設業に興味・関心をもってもらうためのイベント開催等を実施する企業・団体に対して支援する等 (建設産業担い手育成支援事業・3,738千円)	B	県土総務課

(2)ー4 女性の就労・再就職支援

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練(2か月～2年間)を実施します。	・新規学卒者対象訓練:92名入校及び進級 ・離職者対象訓練:657名入校及び進級 →就職者363名(平成31年4月末) ・障がい者対象訓練:27名入校 ・在職者対象訓練:427名入校	訓練修了者について、一人でも多くの早期就職に向けた就職支援が必要である。	新規学卒者、離職者、在職者等を対象に求職者及び企業双方のニーズを踏まえた職業訓練を実施。 (職業訓練事業費・453,299千円)	B	産業人材課
託児サービス付きの離職者向け職業訓練を設定し、子育て中の方の就労を支援します。	【託児サービス付き訓練の利用状況】 託児サービス利用者3名(託児児童数3名)	託児サービス利用については、託児付き訓練の設定等柔軟な対応が必要である。	離職者を対象とした託児サービス付きの職業訓練コースを設定し、職業訓練受講中の保育サービスを提供することで職業訓練の受講機会を図り、就労を支援する。 (職業訓練事業費・453,299千円)	B	産業人材課
訓練期間中に保育所等を利用する経費の一部を奨励金として支給し、子育て中の求職者の職業訓練の受講を促進します。	【職業訓練生託児支援事業】 訓練生51名(託児児童数68名)に対し奨励金を支給	引き続き、女性の再就職支援等のため、職業訓練期間中に要した保育料助成を実施する。	求職活動中の育児者が職業訓練を受講する場合に、訓練期間中に子どもを保育所等に預ける経費の一部を奨励金として支給する。 (職業訓練事業費・453,299千円)	B	産業人材課
働くことを希望する女性のためのワンストップ相談窓口を設置し、求職者と企業双方のニーズにあった職場開拓、マッチングを行い、女性の就業を支援します。	県立ハローワークにおいて就職に関する相談、職業生活に関する相談、職業紹介を実施 ・女性の求職者数 2,381人(3月末現在) ・女性の就職者数 1,527人(同上)	県立ハローワークにおいて就職に関する相談、職業生活に関する相談、職業紹介を実施する。	県立ハローワークにおいて就職に関する相談、職業生活に関する相談、職業紹介を実施。 (鳥取県立ハローワーク管理運営事業・265,765千円)	B	鳥取ハローワーク

(2)ー5 女性の総合的な起業支援

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
女性が起業を考えるきっかけとなるセミナーを開催し、女性の起業意欲向上を図ります。	起業を目指す女性からすでに起業後の女性までを対象に、起業にかかわる実践的ノウハウや、地域の先輩起業家の経験を学ぶセミナーを県西部の会場を中心に開催。9月～2月までに計5回開催し、各回約20名が参加した。	女性の起業意欲向上と起業家相互のネットワーク構築に向けた継続支援を行う。	県中部を会場に、地域の特色やニーズに応じたセミナーや交流会を実施する。(年3回の予定)(とっとりスタートアップ起業支援事業・14,476千円)	B	産業振興課
事業継続に向けた支援や起業した女性同士のネットワークづくりを目的としたセミナーを開催し、女性が起業しやすい環境整備を行います。	地域の女性起業家、支援機関、金融機関、自治体等延べ24名とセミナー、交流会で協力。オブザーバーや講師として参加者との意見交換や、それぞれの専門性や経験を活かしたアドバイスを実施。女性の起業を地域一体となって支えるためのネットワークづくりを行った。	女性起業家のネットワークづくりや起業に関するノウハウを学ぶ活動について、県内各地域での自発的活動の促進や、自立化に向けての支援を行う。	地域の団体、企業等が主体となって行う女性起業家や起業を目指す女性の育成、ネットワーク構築について委託事業としてその取り組みを促進し、県内各地域での自立化と拠点化を図る。(とっとりスタートアップ起業支援事業・14,476千円)	B	産業振興課
女性の起業について、意識啓発・きっかけ作りの場としてのフォーラム開催から、先輩起業家による伴走支援や事業プラン発表会まで一貫した起業促進の取組を進めます。	ビジネスプランの更なるブラッシュアップを希望する参加者については全国的に著名な経営者からビジネスプランの指導を受けられる「とっとりスタートアップキャンプ」(産業振興課事業)への参加(5名)につなげ、さらなるステップアップへとつなげる支援を行った。	地域で起業し、事業のステップアップを行う女性起業家について、その取組等を発信し、地域での女性の起業に対する理解や関心をさらに広めていく。	起業を目指す女性のロールモデルとなるような女性起業家の発掘と発信、起業や新規事業の実施に向けたステップアップの機会として、ビジネスプラン発表会を行う。(年1回予定)(とっとりスタートアップ起業支援事業・14,476千円)	B	産業振興課

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
起業などを行うおとする者又は起業などして間もない者に対する金融支援を行います。	創業支援資金の利用は157件(対前年度比86.7%)・977,460千円(同101.2%)の利用があった。	引き続き、創業前後の資金繰りを支援する。	・中小企業者の事業活性化と経営安定のため、利息・保証料を軽減した制度運営。(企業自立サポート事業(制度金融費)利子補助・20,876千円)(信用保証料負担軽減補助金・16,934千円)※創業関連のみ抽出。	A	企業支援課

(2)ー6 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
非正規社員の正社員への転換を実現した事業主に対する助成金の給付などにより、雇用の質を高める取組を推進します。	国、県合わせて812名分の助成金を支給した(年間目標250名)	・引き続き、非正規職員の処遇改善に向けた取組が必要。	・現在非正規である従業員を正規雇用に転換した事業者に対して対象者1名につき30万円を支給する(対象者がひとり親・障がい者等の場合10万円を加算)。(正規雇用転換促進助成金事業) ・県立ハローワークによる相談支援により正社員化を促進する。(県立ハローワーク管理運営事業)	A	雇用政策課、とっとり働き方改革支援センター
労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善を促進します。【再掲】	企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣(69件)。 社会保険労務士が県内企業を訪問し(133件)、支援制度や取組事例を紹介した結果、専門家派遣につながった案件が14件。	・専門家派遣につなげるため、各商工団体の担当者を対象とした働き方改革に係るスキルアップ研修を実施する。	・企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士等)を派遣。(働き方改革促進事業の一部 6,300千円) ・各商工団体担当者を対象とした働き方改革に係るスキルアップ研修の実施及び各商工団体が支援した事例を普及啓発。(働き方改革促進事業の一部 1,302千円)	B	とっとり働き方改革支援センター
各種ハラスメントをテーマとしたセミナーなどを開催し、職場などにおけるハラスメント予防に向け普及啓発を図ります。	・事業所からの申込みにより、メンタルヘルスケアやハラスメントなどの社内研修へ中小企業労働相談所みなくから講師を派遣。 ・H30実績:72件、うちハラスメント関係:26件(参加者:延べ865名)。	・事業所のニーズに対応した効果的な研修を実施する。	・企業の要望に応じてメンタルヘルス、ハラスメント、ワークライフバランスなどのテーマで社内研修を実施し、ハラスメントを許さない機運を高めていく。(労働者相談・職場環境改善事業の一部 785千円)	B	とっとり働き方改革支援センター

(3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
女性農業者団体などの産業界や地域で活躍する団体によるセミナーや研修を支援します。	・県全体で女性を対象としたキャリアアップ研修を実施。 ・普及所主催の農業機械講座、研修会等を実施(74回) ・任意団体(4団体)による経営参画に関する取組、家族経営協定締結に関する研修会、商品開発に関する取組等を支援。 ・「とっとり農業女子ネットワーク」の活動(自主企画研修会、交流会、消費者へのPR等)を支援。	・とっとり農業女子ネットワークの活動基盤強化支援を行うとともに、メンバー各自の企画・運営力等の向上を図ることにより、女性リーダーの育成に繋げていく。	・引き続き、農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性が能力を発揮し活躍できる環境を整備し働き方改革を実現し、女性リーダーを育成するなどの取組を支援。 ・(とっとり農林水産業女子による働き方改革推進事業・2,721千円)	B	とっとり農業戦略課
農産物加工、販売などに取り組む女性組織などに対し、新商品開発や施設整備などを支援します。	・6次産業化(農商工連携)に取り組む農林漁業者に対し、施設・機械整備等経費を支援した。 支援件数:12件(うち女性代表者:2件) ・地元農林水産物を使用したオリジナル加工品の開発や販路拡大を行う小規模加工グループに対し、研修費や試食・販売PR等の経費を支援した。 支援件数:6件(うち、女性代表者3件)	希望に沿った取組となるよう、継続した支援の実施。	○引き続き、農産物加工、販売などに取り組む女性組織などに対し、新商品開発や施設整備、販路拡大に向けた研修費・販売PR活動などを支援する。 【H31年度予算】 6次化・農商工連携支援事業(45,067千円) 食のみやこ鳥取県推進事業(魅力ある食づくり事業)(8,051千円)(うち、とっとりオリジナル加工品づくり支援事業(1,200千円))	B	食のみやこ推進課
農家への戸別訪問や研修会などにより、家族経営協定締結推進とフォローアップを実施します。	各普及所において、農業者が経営計画を樹立する際に、家族経営協定の制度、意義について説明し、協定締結を促した。	・家族経営協定の更なる周知と締結推進を図る。	引き続き、各普及所において、農業者が経営計画を樹立する際や、補助事業活用時に、家族経営協定の制度、意義について地道に説明しながら推進していく。	B	とっとり農業戦略課
女性の経営参画に対する意識啓発、経営参画に必要な知識・技術習得のための研修会の開催や資格取得、女性組織などが開催する研修会などへの支援を行います。	・任意団体(4団体)による先進地視察、技術研修会等の実施を支援。 ・キャリアアップのための資格取得を支援(1人) ・「とっとり農業女子ネットワーク」の活動(自主企画研修会、交流会、消費者へのPR等)を支援。	・我が家の生産性・所得向上に繋がるよう各普及所と連携し、任意団体を支援していくことが必要。	・引き続き、農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性が能力を発揮し活躍できる環境を整備し働き方改革を実現し、女性リーダーを育成するなどの取組を支援。 ・(とっとり農林水産業女子による働き方改革推進事業・2,721千円)	B	とっとり農業戦略課
農林水産業団体役員などを対象とした研修会を開催し、男女共同参画を含む人権意識高揚を図ります。	農林水産業団体の役員を対象とした女性問題を含む人権研修会を東・中・西部で計4回開催した。	農林水産業団体役員員の男女共同参画を含む人権意識がさらに高まるよう、あらゆる機会を活用し啓発を行う。	農林水産業団体の役員を対象に女性問題を含む人権研修会を東・中・西部で計4回開催する。(農林水産業団体人権問題啓発推進事業134千円)	C	農林水産総務課

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
女性の農業委員登用に向けて市町村や関係団体などに意識啓発を図ります。	女性の農業委員の登用に向けて市町村や関係団体に呼び掛けるなどの意識啓発を行った。	公募制に移行した影響もあり女性農業委員不在の町村もあるが、農業委員改選時に女性の農業委員登用に向け引き続き市町村や関係団体等に意識啓発を図っていく。	多くの市町村では平成29年度に改選期を迎えたが、女性の農業委員登用に向けて、引き続き今後改選予定の市町村や関係団体などに意識啓発を図っていく。	C	経営支援課
林業女子会の立ち上げ支援、林業関係の女性ネットワークの構築など、女性も林業に従事しやすい環境整備を促進します。	女性グループ「森女」の活動を支援。H30年度は補助事業は活用されなかった。杉塾が開催したとっとり林業技術訓練センターでのチェーンソー研修に女性1名が参加	引き続き、女性グループの活動支援を実施していく。女性技術者の積極的雇用を計画している事業体と情報共有を図る。	1. ネットワークの構築 林業普及指導事業(青年林業グループ活動支援補助金):536千円※旧林業女子グループ活動キックオフ支援補助金を統合。予算上の男女区分け無し 2. 技術支援による環境整備 要望に応じて林業普及指導担当が技術指導を実施	C	林政企画課
県外での林業就業相談において、林業体験研修やトライアル雇用研修などの情報提供を行うとともに、女性の視点からの林業の魅力発信を行うなどにより、移住・定住者の新規林業従事者の確保を進めます。	H30.11鳥取県IUターンBIG相談会、H31.1森の仕事説明会等において情報発信を行った。	引き続き、情報発信、女性グループの活動支援を実施していく。女性技術者の積極的雇用を計画している事業体と情報共有を図る。	就業相談会等へ参加	C	林政企画課
漁業への新規就業支援を行うとともに、漁協女性部などが行う魚食普及活動や6次産業化の取組などを支援します。	・魚食普及活動を行う6団体へ助成。中野港漁村市において、小型底曳網漁船の奥さんの会が総菜販売等の魚食普及を行うなど、活躍する女性が増えた。 ・新規就業者支援や6次産業化を行う2団体への助成を継続した。	県漁協福部支所における女性潜水士(海女)2名の活動や、網代女性部による漁村カフェ(なだばた)の経営は順調。魚食普及活動を行うことを通じて浜で活躍する女性の姿が増えてきている。引き続きこうした女性の活動の支援を継続する。	・漁村の担い手を確保するため、新規就業希望者の受入れ、指導及び着業に必要な支援を行う。 ・漁業関係団体、漁協女性部等が実施する魚食普及活動を支援する。 (漁業就業者確保対策事業・70,027千円) (浜に活!漁村の活力再生プロジェクト・2,210千円)	B	水産課
次世代の漁業者を育成するため、漁村女性の全国研修会などへの参加費助成などの支援を行います。	全国海女サミット(H30.11.4石川県)への派遣(2名)	モデルケースとなるよう、引き続き人材育成を継続する。	とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業(とっとり農業戦略課予算)	B	水産課

●重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

(1)議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
男女共同参画に関する人材の登録及び情報提供を行う「男女共同参画人材バンク」の充実を図り、地域・職場などにおける研修会への講師派遣や審議会など委員会への女性登用などへの活用を進めます。	平成30年度末時点での人材バンク登録者数は100人。人材バンクによる研修講師紹介数は37件。	市町村や団体と連携して人材情報の収集行ったり、各セミナー等の講師で適任と思われる未登録者に登録の働きかけを行う。登録者には講演会セミナー等の講師として活用の促進を図っていく。	市町村や団体と連携して人材情報の収集行ったり、各セミナー等の講師で適任と思われる未登録者に登録の働きかけを行う。(センター運営事業 32,981千円)	B	男女共同参画センター
県の機関において、男女共同参画に関連するテーマで職場研修が実施されるよう働きかけや支援を行い、県職員の男女共同参画意識の向上を図ります。	県の機関への講師派遣はなかったが、警察署、役場、教職員の職場研修に講師を派遣し男女共同参画の意識を図った。(6機関、7回、397名)	県の機関はもとより官公庁における職場研修に講師派遣の支援を行うことで男女共同参画意識の向上を図っていく。	出前講座の開催(普及啓発事業 5,717千円)	B	男女共同参画センター
県・市町村における女性の参画状況など男女共同参画の取組に関する調査を行い、情報を公開します。	県、市町村における男女共同参画の推進状況についてとりまとめ公表(男女共同参画白書及びマップ)。また、企業の管理職登用等実態調査の中間調査を実施。	継続して調査、作成する。	男女共同参画白書及びマップの作成、情報公開	B	女性活躍推進課

(2)地域活動における男女共同参画の推進

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
市町村と連携して自治会等へ働きかけ、男女共同参画に関する出前講座を開催するなど、地域における男女共同参画の理解促進を進めます。	自治会、地域住民等へ男女共同参画に関する出前講座を実施(31件 1,268人)	市町村と連携して自治会などへさらに働きかけを行い、出前講座等の開催の増加に努める。	出前講座の開催(普及啓発事業 5,717千円)	B	男女共同参画センター

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
鳥取県連合婦人会、鳥取県連合青年団、鳥取県子ども会育成連絡協議会、鳥取県PTA協議会などの活動支援や社会教育関係者の人材育成、指導者養成に取り組めます。	・鳥取県PTA協議会、鳥取県高等学校PTA連合会への活動支援(鳥取県PTA協議会「教育懇談会」開催、鳥取県高等学校PTA指導者研究大会開催等) ・家庭教育支援員等育成講座	・各種の社会教育関係団体の教育力を活用し、健やかに子どもたちを育む地域づくりを促進する。 ・地域において、すべての親が安心して家庭教育が行えるよう支援体制の充実を図る。	・鳥取県PTA協議会、鳥取県高等学校PTA連合会への活動支援(社会教育関係団体による地域づくり支援事業・2,276千円) ・研修・講座の実施 ・家庭教育支援員等育成講座を実施(とっとりふれあい家庭教育応援事業・9,847千円)	B	小中学校課
	各社会教育関係団体で地域課題やニーズに応じたテーマで研修や体験活動を実施し、人材育成を図っている。	団員数の減少、活動のマンネリ化等の課題を抱えている団体もあり、社会教育関係団体同士や市町村との連携・協働を図りながら、地域課題を共有して、ともに課題解決を図っていけるよう、県社会教育協議会を中心として工夫を凝らして取組を進める。	社会教育関係団体による地域づくり支援事業 4,240千円 社会教育関係団体の教育力を活用し、家庭・地域の教育力向上を促進するとともに、社会教育関係団体で活動する人材を育成するために補助を行う。	B	社会教育課
	【東部】 東部地区市町社会教育担当者研究協議会により、先進的な取組を行う公民館等の事例紹介を行い関係者の学ぶ機会を提供した。 【中部】 市町社会教育担当者と合同で行政担当者の研修会を実施した。 【西部】 西部社会教育担当者研究協議会との連携により、先進的な取組を行う町を軸にして、関係者が学ぶ機会を提供した。	【東部】 それぞれに地域ごとの事業実施は出来ているが、市町間の連携が十分に取れていない。 【中部】 地域課題の解決に向けた研修内容の充実を図る必要がある。 【西部】 各市町村担当者の意識に温度差がある。	【東部】 関係機関との連携を取りつつ、市町への支援・情報提供を行う。 【中部】 市町村社会教育担当者と合同で行政担当者の研修会を実施する。 【西部】 関係機関との連携を取りながら、各市町村の支援を行う。	A	各教育局
学校教育活動全般を通じた地域や家庭の一員として貢献できる人材の育成に取り組み、生徒のボランティア活動、地域活動への参加を進めます。	・地域学校協働活動(学校支援ボランティア)を実施する市町村(17市町村:小学校120校・中学校38校)を支援。 ・学校支援ボランティア研修会を年2回開催。(第2回はコミュニティ・スクール推進研修会と兼ねて実施)	学校支援ボランティア未実施校について整理し、導入のための方策について、地域の実情に応じた方策を検討する。	・地域学校協働活動(学校支援ボランティア)を実施する市町村を支援。 ・学校支援ボランティア研修会の開催。(地域学校協働活動推進事業 19,388千円)	B	小中学校課
	土曜日を活用し、学校と地域が連携した学習や体験活動を実施。(13校17事業)	土曜日を活用した多様な教育活動の推進。	土曜日を活用し、学校と地域が連携した多様な学習や体験活動を実施。(県立高校土曜授業等実施事業・3,297千円)	B	高等学校課
地域で積極的に活動する団体等の活動を支援するなど、多様な団体と連携して、地域における男女共同参画に関する理解促進を進めます。	地域団体における男女共同参画に関する講座開催に助成した。(公開講座4件、研修支援講座11件、若者企画講座1件)	地域活動団体や活動支援補助金を利用したことがある団体等に講座の実施を働きかけたり、多くの参加者が集まるようなテーマや事業の方向性を示しながら応募してもらえらる団体を開拓していく。	地域活動団体の開催する講座開催に対する助成(普及啓発事業 5,717千円)	B	男女共同参画センター
コミュニティ・スクール等、地域・学校で協働して子どもたちの成長を見守る活動を推進します。	・H30コミュニティ・スクール導入校 62校・公立小中学校の34.6% ・H30コミュニティ・スクール導入市町村数 2市3町(鳥取市・倉吉市・湯梨浜町・南部町・伯耆町)	・社会総がかりで子どもたちを育むために、全ての公立学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する。	・県推進連絡協議会の開催。 ・研修会の開催。 ・地域向け啓発パンフレット増刷、配布。(コミュニティ・スクール推進体制構築事業・10,044千円)	B	小中学校課
教員経験者など地域住民の協力を得ながら、放課後や土曜日などを活用した児童生徒への学習支援「地域未来塾」の推進に取り組めます。	地域未来塾を実施する市町村(10市町村)を支援。 ・福祉保健課と合同で研修会を開催。	取組の普及・充実を図るため、市町村単位で福祉部局と教育委員会の連携を強化を図るための会議と研修会を開催する。	・地域未来塾を実施する市町村を支援。 ・福祉部局と合同で研修会を開催。(地域学校協働活動推進事業 19,388千円)	A	小中学校課

(3)地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
様々な場面で活躍する女性リーダーを対象としたセミナーを開催するなど、地域づくりに取り組む女性の人材育成を行います。	平成30年度男女共同参画推進人材育成協働事業 直営 1件 受講者 19人 委託 2件 受講者 187人	新たな参加者拡大のために時宜にあった社会的関心の高いテーマや講師を選定していく必要がある。	委託事業を3件、直営事業を1件実施予定。(普及啓発事業 5,717千円)	B	男女共同参画センター
地域づくりに女性や多様な年齢層の参画を推進するため、地域づくり活動に意欲のある県民、NPO、住民団体、事業者などの環境、子育て、地域交流などの取組を支援します。	・県民、NPO、住民団体、事業者などが主体的に地域の課題に取り組んでいくよう、公益財団法人とっとり県民活動活性化センターを通じた活動の支援や、クラウドファンディング、プロボノの活用等による、活動団体の資金調達、人材確保に係る支援を行った。(相談対応390件) ・トトリズム推進補助金により、団体の活動段階に応じた支援を行ったほか、地域住民を中心に幅広く交流の場となる拠点づくりや、高齢者や子どもの孤食など新たな地域課題に取り組む住民活動への支援を行った。(計96件)	・さらなる活動の広がりや活性化を図っていくことが必要。 ・多様な主体による地域づくり活動を展開していくため、若者や企業などの地域づくりへの参画を促進する取り組みを展開していく。	公益財団法人とっとり県民活動活性化センターを通じた地域づくり活動の支援、トトリズム推進補助金による支援の実施(トトリズム県民運動推進事業・41,016千円) (とっとり県民活動活性化センター事業・58,027千円)	A	県民参画協働課

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
鳥取県の住みやすさ・働きやすさや恵まれた子育て環境、活躍の場などを活かし、老若男女を問わず多様な人材を移住者として受け入れられる地域づくりを促進します。	平成30年度上期移住者数 954人 (集計以来過去最高) 平成30年度の移住者数 2,157人(速報値)	本県の子育てしやすさや働きやすさ等の啓発により、若い世代の県内定住や県外からのIUJターンを更に加速化していくとともに、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を増やしていく必要がある。	・鳥取の暮らし、子育て、就職などの情報を発信し、鳥取県へのIUJターンを推進(移住定住促進情報発信事業 5,150千円) ・移住者を受け入れる地域組織や、団体の立ち上げ支援及び、民間団体との協働による移住定住の取組を支援(移住定住受入体制整備事業・63,667千円) ・地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を増やしていくことで、結果的に移住者増に繋げる(とっとりとの関係人口を増やす事業・5,750千円) ----- 6月補正予算 (とっとりとの関係人口を増やす事業・16,604千円)	A	とっとり暮らし支援課
男女が共に参加して環境教育を推進するため、地域の温暖化防止活動をリードする「とっとりエコサポーターズ(鳥取県地球温暖化防止活動推進員)」の人材育成を推進します。	・とっとりエコサポーターズ制度 H30年度委嘱者数38人(男性30人、女性8人)(累計127人)	・地域の地球温暖化防止活動をリードする人材として、女性の活躍が見られた。 ・市町村等とも連携し、人材の新規開拓を行い、男女ともに幅広い年齢層の参加を推進する。	鳥取県地球温暖化防止活動推進センターに委託し、地球温暖化防止活動を推進する。 ・地球温暖化防止活動・実践方法の情報発信・普及啓発 ・地域で環境活動を推進する人材(地球温暖化防止活動推進員)の育成・支援 ・推進員を活用し市町村と連携したエネ活(家庭への省エネ・再エネ導入)の促進 ・地域等における環境学習会への講師(とっとり環境教育・学習アドバイザー)派遣の調整 (環境教育・実践推進事業(地球温暖化防止活動等推進事業)・8,089千円)	B	環境立県推進課

(4)防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
防災や災害復興に関する会議など政策などの決定の場への女性の参画を推進します。	鳥取県防災会議委員 (H30.03.14~H32.03.13) 委員総数65名のうち27名(41.5%)	委員の更新に合わせ、一層の女性委員の参加を推進	(防災体制整備事業 10,269千円)	A	危機管理政策課
男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画・各種マニュアルなどの整備を行います。	地域防災計画の平成30年度修正において、女性の視点に立った避難所運営を実現するため、女性の避難所運営リーダー(住民)を育成する旨を追記した。 また、両性の視点から避難所運営を行う旨は従前から記載していたが、運営委員に女性を登用するよう明記した。	男女はもちろん、要配慮者への配慮も含めて避難環境の整備を行うよう、県と市町村が共同して取り組む。	(防災体制整備事業 10,269千円)	A	危機管理政策課
女性防火組織(鳥取県女性防火・防災連絡協議会など)の育成強化と連携組織づくりへの支援に取り組み、意見交換会や研修などで消防防災への関心と意識、知識・技術などの向上を支援し、消防防災分野への女性参画を促進します。	・女性防火・防災連絡協議会研修会(H30.6)ほか県内各地で女性消防隊による啓発活動が実施された。 ・女性の消防団員への加入や女性団員の活動を促進するための市町村の取組に対して交付金を交付した。	少子高齢社会や過疎化が進む現状を踏まえ、若年層、子育て世帯の女性のほか、女性団体の防災活動への一層の参画を促進する。	・女性消防団員の加入を促進するための市町村の取組に対して、鳥取県防災・危機管理対策交付金により財政支援を行う。 (鳥取県防災・危機管理対策交付金事業・68,500千円) ・県民一人ひとりによる自助及び自主防災組織等による共助の取組を推進し、県民と共に地域の安全・安心を確保するため、子育て世帯向け地域防災学習サポート事業や自主防災活動アドバイザー派遣などの取組を行う。 (防災活動推進事業・5,347千円) ・消防団は地域防災力の中核を担っているが、団員数の減少や高齢化が進行する中、消防団の機能を維持していくためには、女性をはじめ多様な方が消防団に加入できるよう、効果的な施策を展開する。 (消防団支援・連絡調整事業・16,067千円)	C	消防防災課
自主防災組織における女性参入の促進や、防災活動への女性の参加拡大、女性消防職員の増加・活躍に向けた取組を支援します。	・女性防火・防災連絡協議会研修会(H30.6)ほか県内各地で女性消防隊による啓発活動が実施された。 ・女性の消防団員の加入や活動を促進するための市町村の取組に対して交付金を交付した。 ・女子学生等を対象としたマイナビ職業説明会(H31.3鳥取市)に県及び各消防局合同のブースを出展し、就職活動中の女子学生等16名の参加があった。	・少子高齢社会や過疎化が進む現状を踏まえ、若年層、子育て世帯の女性のほか、女性団体の防災活動への一層の参画を支援する。 ・職業説明会への参加	・鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、防災士をはじめとする地域防災リーダーの養成とスキルアップを行う。 (地域防災リーダー養成事業・3,754千円) ・保育施設や学校等におけるわかりやすい防災啓発活動(紙芝居、ゲーム等)など、女性消防団ならではの優れた取組紹介を通じて、女性消防団に親しみを感じ、加入促進につながるよう市町村と連携して広報活動に努める。 ・女性消防団員の加入を促進するための市町村の取組に対して、鳥取県防災・危機管理対策交付金により財政支援を行う。 (鳥取県防災・危機管理対策交付金事業・68,500千円) ・県民一人ひとりによる自助及び自主防災組織等による共助の取組を推進し、県民と共に地域の安全・安心を確保するため、市町村が行う防災及び危機管理に関する事業に対して、鳥取県防災・危機管理対策交付金により支援を行う。 (防災活動推進事業・5,347千円)	C	消防防災課

基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり

●重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援

(1)生涯を通じた男女の健康の保持増進

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度 of 取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
健康づくり文化の定着を目指した普及啓発の実施、健康づくりに積極的に取り組む施設、団体などを「健康づくり応援施設(団)」に認定するなど、「健康づくり文化」を推進します。	健康づくりに積極的に取り組む施設、団体等を「健康づくり応援施設(団)」に認定する。 (健康づくり推進事業 180千円)	認定数は、横ばい状態である。今後も定期的に情報発信を行いながら、県民の健康づくりの環境整備がなされるよう推進していく。	・健康づくり推進事業 180千円	B	健康政策課
生涯を通じた健康な体づくりのため、誰もがスポーツに取り組みやすい環境づくりを進めます。	・県民スポレク祭において、県外の方も参加できる関西マスターズスポーツフェスティバルを23種目開催。ワールドマスターズゲームズ2021関西(WMG2021関西)へ向けての生涯スポーツ機運醸成へ取り組んだ。 ・スポレク祭にて競技追加(1競技:フットサル)、障がい者枠の拡大(3競技:バスケット、ボウリング、アーチェリー)、障がいの有無にかかわらず参加できる種目の追加(3種目:ふうせんバレー、卓球バレー、障がい者フライングディスク)など、県民全員が参加しやすい環境整備をすすめた。 ・本県発祥のグラウンド・ゴルフについて、スクール活動の実施(12校12活動参加者H29年比160人増)により、多世代展開を図り、県民へのさらなる普及をすすめた。	県民スポレク祭において、WMG2021関西に向けて県民全体のさらなるスポーツ機運醸成のためにも、人気種目にかかわらず参加人数が少ないサッカーやフットサル(H30新規)などの参加者増が課題。県民への周知を含め、県民の参加意欲を盛り立てていくことが必要。 ・グラウンドゴルフについて、スクール活動の継続(多世代展開)、国内・国際PR、聖地にふさわしい環境整備を推進し、生涯スポーツとしての魅力を高めていく。	・WMG2021関西の開催準備を進め、生涯スポーツの機運を盛り上げていくため、関西シニアマスターズ大会を県民スポレク祭秋季大会と併催する。(ワールドマスターズゲームズ2021関西開催事業;21,379千円) ・湯梨浜町やグラウンド・ゴルフ協会と協働し、グラウンド・ゴルフの国際化、スクール活動による多世代展開など魅力化をすすめる。(グラウンド・ゴルフ聖地化推進事業;8,621千円)	B	スポーツ課
自殺予防週間や月間を通じた街頭キャンペーンの実施などにより、自殺予防に関する普及啓発を進めます。	・心の悩みに気づき、見守り、適切な専門横断機関へつなぐことができる人材の養成。 ・自殺予防週間、自殺対策強化月間や各種イベントでの普及啓発活動の実施。 ・若年者向けの相談体制の構築に向けた検討会の開催及びオンラインカウンセリング実証事業の実施。 (みんなで支えあう地域づくり事業(地域自殺対策強化事業)14,535千円) (若年者オンラインカウンセリング実証事業3,500千円)	・自死者数は、平成30年は80人と前年と比較し20人の減少。引き続き普及啓発と相談体制の構築を進めていく。	・自殺対策推進事業 14,224千円 ・とっとりSNS相談事業 3,697千円	B	健康政策課
各種がん検診の受診促進に向け、がんに対する正しい知識の普及・啓発及びがん検診受診啓発並びにがん検診を受けやすい体制の整備を進めます。	・がん検診未受診者に対する個別アプローチ(個別受診勧奨)を行う市町村への取組を支援 ・がん対策の推進に協力していただける企業をパートナー企業として認定 ・がん予防教育を実施する学校や企業等に対し、講師の派遣及び教材の提供 ・大腸がんの早期発見・早期治療及び検診受診率向上を推進させるため、市町村が大腸がん検診キット(便潜血検査)を直接送付又は健康相談員等を介し配布する場合に必要な費用の一部を県が補助 ・県民が休日にごがん検診を受診できる機会を増やすため、市町村が休日にごがん検診車を使用する場合に必要な検診車休日割増費用の一部を支援 (・がん対策推進体制強化事業・10,126千円) (・がん医療提供体制整備事業・63,513千円) (・がん検診受診促進事業・11,883千円)	がん検診の受診促進に向け取組をすすめているところであるが、現時点で目標の50%には至っていない。今後も個別アプローチへの支援等継続的な取組を実施し、がん予防や普及啓発、検診の受けやすい体制整備等を推進する。	・がん検診未受診者に対する個別アプローチ(個別受診勧奨)を行う市町村への取組を支援 ・がん対策の推進に協力していただける企業をパートナー企業として認定 ・がん予防教育を実施する学校や企業等に対し、講師の派遣及び教材の提供 ・大腸がんの早期発見・早期治療及び検診受診率向上を推進させるため、市町村が大腸がん検診キット(便潜血検査)を直接送付又は健康相談員等を介し配布する場合に必要な費用の一部を県が補助 ・県民が休日にごがん検診を受診できる機会を増やすため、市町村が休日にごがん検診車を使用する場合に必要な検診車休日割増費用の一部を支援 (6月補正要求中)	C	健康政策課
健康に関する情報提供、相談体制を整備し、健康づくりを支援します。	健康づくりに関する県民向けリーフレット等をHPに掲載し、普及啓発を行う。本庁及び各福祉保健局において、健康に関する相談に対応。	健康意識の醸成に向け、引き続き情報提供等を実施。	・健康づくりが県民の生活の中に定着されるように各種(食育、歯の健康等)週間、月間に併せて、チラシ配布やポスター掲示、ホームページに情報提供し、普及啓発を図る。 ・継続して健康に関する相談対応を実施。	B	健康政策課
市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業者などを対象とした介護予防の取組の実施に係る研修などを実施し、介護予防対策を推進します。	・市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象に介護予防従事者研修を実施した(2回)。 ・体操普及ボランティア、体操実践者、一般住民等を対象に平成30年9月にとっとりご当地体操交流大会を実施(参加10市町村)	地域における介護予防の推進を図っていく。	引き続き、市町村等が行う介護予防事業が効果的・効率的に実施できるよう必要な知識・技術の習得を図る研修を行う。また、住民主体の通いの場等における介護予防体操の取組を推進する。 (地域包括ケア推進支援事業・12,453千円、うち、ご当地体操交流大会開催事業・1,780千円)	B	長寿社会課
受動喫煙のない社会を目指して、喫煙者への禁煙支援や、たばこがもたらす健康被害に関する知識の普及をすするとともに、特に健康被害を受けやすい妊婦へは妊婦健診や母子手帳配布時など様々な機会を捉えて正しい知識の普及啓発を進めます。	喫煙による健康への影響等正しい知識の普及啓発に取り組む。 (・健康づくり推進事業 180千円)	「世界禁煙デー」に併せて地方フォーラムを本県で開催する。その他、様々な機会を捉え、正しい知識の普及啓発を図る。	喫煙による健康への影響等正しい知識の普及啓発や受動喫煙防止に係る補助金事業に取り組む。 (・受動喫煙防止対策推進事業 2,180千円) (・ココカラげんき鳥取県推進事業 180千円)	B	健康政策課

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度 of 取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談員による「オトコの相談日」及び男性臨床心理士による専門相談を実施します。	・H30年度男性臨床心理士による心の相談件数:6件 ・H30年度オトコの相談件数:51件	あらゆる機会を捉えて男性への相談窓口の周知を図る。	引き続き男性対象相談窓口の周知を行う。 (センター運営事業 32,981千円)	B	男女共同参画センター

(2) 妊娠・出産等に関する支援

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度 of 取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
「子育て世代包括支援センター(とっとり版ネウボラ)」を整備し、妊娠・出産(産前産後)・子育てまで切れ目のない相談支援などを行います。	県内全市町村に子育て世代包括支援センターが整備された。	子育て世代包括支援センターが実施する事業の充実。	子育て世代包括支援センターが実施する事業を充実させるため、市町村を支援する。 (とっとり版ネウボラ推進事業費補助金:18,104千円)	A	子育て王国課
不妊専門相談センターの設置や、不妊検査及び不妊治療に要する経費の一部を助成することで、不妊治療などの支援を行います。	不妊専門相談センター(東部、西部)で相談を受けるほか、不妊検査及び不妊治療に要する経費の一部を補助した。	不妊治療のニーズは年々高まりつつあり、利用者のニーズを踏まえて、制度の充実を図るとともに、各種支援制度のPRを進めていく。	・不妊検査及び不妊治療に要する経費の一部助成や不妊専門相談センターの設置を通して、子どもを希望する夫婦の支援を行う。 (不妊治療費等支援事業・121,794千円) (希望をかなえる妊娠・出産支援事業・3,874千円)	A	子育て王国課
望まない妊娠予防についての健康教育や出前教室の実施により、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	県において各福祉保健事務所、保健局において妊娠相談や女性の健康全般の相談を窓口を設置するほか、予期せぬ妊娠に関する専門相談窓口を民間団体に委託した。また、H27年度から県助産師会へ妊娠・出産・子育てに関する相談窓口業務を委託した。	相談窓口の存在を広くPRし、確に相談ニーズを掘り起こし、医療機関等と連携しながら事業を進めていく。	望まない妊娠予防についての健康教育や出前教室の実施により、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、望まない妊娠等に関する相談窓口を設置する。 (健やかな妊娠・出産のための応援事業・10,467千円)	B	子育て王国課
周産期医療情報システムの活用、総合周産期母子医療センターへの搬送コーディネーターの設置などにより周産期医療の充実を図ります。	・周産期医療情報システムの運営、保守管理 ・搬送コーディネーターの調整に係る総合周産期母子医療センターの患者受入	・周産期医療情報システムの参加率が低い地域における加入促進 ・ハイリスク分娩の患者の総合周産期母子医療センターへの円滑な受入調整 ・災害医療コーディネーター(小児周産期担当)を新たに委嘱	・総合周産期母子医療センター、周産期医療施設の患者情報管理を行う周産期医療情報システムを運用する。 ・県内医療機関の重症患者等の把握を行うためのコーディネーターを総合周産期母子医療センターに設置する。 (周産期医療対策事業・5,453千円)	A	医療政策課
子どもの発病時の対処方法などに対する地域への出前講座、小児救急ハンドブックの作成、小児救急電話相談の実施などにより小児医療の充実を図ります。	・出前講座の実施 ・小児救急電話相談の実施	・鳥取市と連携した出前講座の開催 ・深夜、早朝の時間帯も含めた小児救急電話相談の実施	・出前講座の開催(720千円) (小児救急電話相談事業・10,855千円)	A	医療政策課
性に関する指導・エイズ教育研修会の開催など、学校における性に関する指導・エイズ教育を充実します。	・本年度は、学校向けの研修会は企画しなかったが、県内で開催される性に関する指導関連研修会を案内したり、WYSH教育研修会に教職員3名を派遣し、校内の指導の充実を図った。	・児童生徒を取り巻く環境が複雑化していることを加味し、引き続き指導の充実を図っていく必要がある。	引き続き、WYSH教育研修会へ希望のあった教職員の派遣を行う。 (児童生徒健康問題対策事業:2,195千円)	B	体育保健課

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度 of 取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
エイズ・性感染症予防対策に向け、エイズ・性感染症についての正しい知識の普及啓発、医療体制を充実します。	○性感染症予防キャンペーン(7~9月)の実施 ・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。 ・学校祭での健康教育、学校でのパネル展示。 ○世界エイズデー(12/1)の実施 ・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。 ・県内の駅等で街頭キャンペーンを実施。 ・(エイズ予防対策事業5,023千円)	○性感染症検査受検者の増加 近年受検件数が減少している。関心を持ってもらうような取組の推進が課題。 ○正確な情報の普及啓発 県内では20~30代での発生が多い。若年層に対する地道な正しい知識の普及啓発が必要。	○性感染症予防キャンペーン(7~9月)の実施 ・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。 ・学校祭での健康教育、学校でのパネル展示。 ○世界エイズデー(12/1)の実施 ・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。 ・県内の駅等で街頭キャンペーンを実施。 ・(エイズ予防対策事業5,377千円)	B	健康政策課
「薬物乱用防止研修会」を開催するなど、学校における薬物乱用防止教育の充実を図ります。	薬物乱用防止教育研修会として、警察関係の実践発表も取り入れ、学校での指導の参考となる研修会を開催した。 (H30.12.13開催)	児童生徒を取り巻く環境は年々複雑化しており、指導の充実を図るため研修会を継続していくことが必要である。	引き続き研修会を開催し、薬物乱用防止教育の充実を図る。 (児童生徒健康問題対策事業:2,195千円)	B	体育保健課

●重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

(1)高齢者が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の実施内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
住民が主体となった高齢者、障がい者などの要配慮者の災害時の避難行動、日頃の見守りなどの体制整備の取組を支援します。	・災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金の支援 ・地域住民が主体となって「支え愛マップづくり」を通じ、独居高齢者、要介護者及び障がい者などの支援を要する者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや平常時の見守り体制づくり等を行う取組などに対して支援を行い、誰もが身近な地域で安全・安心に暮らすための支え愛体制の充実を図った。	支え愛マップづくりだけで終わってしまう町内会・集落等もあり、支え愛マップづくりを通じて見守り体制づくりや地域の絆づくりなど、災害時だけではなく平常時の町内会・集落等の主体的な取組への発展を図ることが課題である。	・鳥取県中部地震、平成29年1月、2月の豪雪、平成30年7月豪雨などを踏まえて共助の重要性が改めて認識されており、地域住民が主体となっていく「支え愛マップ」づくりを通じて、住民主体の災害時の高齢者、障がい者など要支援者の支援体制の強化を図る。 ・また、マップ作成の際には、老若男女それぞれの視点で検討が進められるよう努める。 (支え愛マップを核とした地域防災力強化事業・18,501千円)	B	危機管理政策課
成年後見支援センターの運営や、日常生活自立支援事業の支援により高齢者、障がい者などの権利擁護の推進を図ります。	○成年後見支援センターの運営 ・東部、中部、西部の各成年後見支援センターが、圏域ごとに成年後見制度等に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を実施。(相談件数:3,271件、後見受託件数:184件) ○日常生活自立支援事業 ・19市町村の社会福祉協議会において、高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な方に対する福祉サービス等の利用援助に関する取組を実施。 ・(社福)鳥取県社会福祉協議会が、専門員の連絡会でのケース検討、事業推進にあたっての課題検討等を実施するとともに、生活支援員の研修会を実施。(専門員連絡会:地区別各5回、生活支援員研修会:2回)	・平成37年には認知症高齢者は470万人になると見込まれており、地域での権利擁護推進について社会の要請がますます高まっている。 ・平成30年3月末の成年後見制度利用促進基本計画閣議決定を受け、各市町村における利用促進に関する基本計画の策定を支援するなど、さらなる成年後見制度の利用促進を図る必要がある。	日常生活自立支援事業からのスムーズな成年後見利用移行や、関係機関の地域連携ネットワーク構築など、認知症高齢者をはじめとする支援の必要な方が住み慣れた地域で安心・安全な生活が継続されるよう、権利擁護の推進を行う。 (成年後見支援センター運営支援事業・13,500千円) (日常生活自立支援事業・41,002千円)	B	福祉保健課
介護人材を確保し、介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図るため、介護保険サービスに従事する各種専門職などに対し、職種別・専門技術別の研修を実施します。	・介護支援専門員に対する法定研修(実務、更新、主任、主任更新)を実施。 ・介護認定に携わる認定調査員、審査委員会、医師に対する研修を実施。 ・介護職員及び介護福祉士実務研修修了者に対する喀痰吸引等研修の実施。	引き続き、介護支援専門員等に対する研修を実施し、介護保険制度の円滑な運営を推進していく。	H31年度以降も引き続き介護支援専門員等の各種専門職に対し、職種別・専門技術別の研修を実施予定。 (介護支援専門員研修実施事業・18,025千円、介護保険円滑推進事業・11,295千円、介護職員の喀痰吸引研修・11,966千円)	A	長寿社会課
元気な高齢者の地域活動を支援するため、シニアバンクなどによる技能、経験、資格などを活かした地域活動や高齢者などの地域住民が集う拠点整備の支援を行います。	・資格、特技、技能等を持つ高齢者の地域活動を後押しする「とっとりいきいきシニアバンク」の管理・運営を実施した。(H30年度登録者数:2,254人) ・高齢者、障がい者、児童など地域住民の誰もが集う居場所である「鳥取ふれあい共生ホーム」を県内に広げるため、施設整備・改修等に必要経費を支援し、共生ホーム認定証の発行、事例集の作成・配布による周知を行った。(H30年度補助件数:2件)	シニアバンク登録者の活躍の場の掘り起こしを図っていく。また、共生ホームが登録団体や地域住民にとってより身近なものになるよう周知を図っていく。	・とっとりいきいきシニアバンクによる地域活動の支援、バンクフェスティバルの開催、活用促進訪問作戦の実施等 ・共生ホームの整備等経費補助等 (とっとりいきいきシニアバンク「生涯現役」運営事業(「いきいきシニア人生充実応援事業」内)・12,233千円、福祉施設版共生ホーム推進事業・2,000千円)	A	長寿社会課
高齢者への総合的な生活支援の中核的な機能である地域包括支援センターの機能強化を支援します。	センターの役割、業務、地域包括ケアの概要などについて地域包括支援センター職員研修を実施した(1回)。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、引き続き、市町村や地域包括支援センターの取組を支援していく。	地域包括支援センター職員研修を実施し、引き続き、地域包括支援センターの機能強化を支援する。 (地域包括ケア推進支援事業・12,453千円)	B	長寿社会課
市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業者等を対象とした介護予防の取組の実施に係る研修などを実施し、介護予防の推進を図ります。	・市町村職員や地位包括支援センター職員等を対象に介護予防従事者研修を実施した(2回)。 ・体操普及ボランティア、体操実践者、一般住民等を対象に平成30年9月にとっとりご当地体操交流大会を実施(参加10市町村)	地域における介護予防の推進を図っていく。	引き続き、市町村等が行う介護予防事業が効果的・効率的に実施できるよう必要な知識・技術の習得を図る研修を行う。また、住民主体の通いの場等における介護予防体操の取組を推進する。 (地域包括ケア推進支援事業・12,453千円、うち、ご当地体操交流大会開催事業・1,780千円)	B	長寿社会課
高齢者虐待の防止に向け、高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発の推進、早期発見・早期対応のための体制を整備するため、研修事業などを実施します。	・高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門相談対応、市町村・地域包括支援センターへの助言・支援を実施した。 ・市町村等職員、高齢者施設従事者及び施設管理者等に対する研修を実施した(計8回)。	高齢者虐待等権利擁護事業には迅速・的確な専門的対応が求められるため、市町村等職員に対する専門的な支援を行う。また、施設従事者・管理者等に対する普及・啓発を実施していく。	引き続き、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門相談対応、市町村・地域包括支援センターへの助言・支援、市町村等職員、高齢者施設従事者及び施設管理者等に対する研修の実施 (高齢者虐待防止推進事業・1,732千円)	B	長寿社会課
予防・早期発見・早期治療の体制の整備や、専門的な医療や介護及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療・介護専門職の養成、認知症に関する相談・支援の強化など、認知症対策を進めます。	・認知症を早期に発見し、本人・家族に適切に対応できるかかりつけ医等医療専門職を養成した(かかりつけ医10名ほか)。 ・専門的なサービスを提供する事業所や介護実務者に対する認知症の実践的な研修を実施した(計9回)。	専門的な医療や介護及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療・介護専門職の養成を図っていく。	引き続き、早期発見・早期治療の体制整備及び専門的な医療や介護及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療・介護専門職を養成 (認知症早期発見・医療体制整備事業・6,294千円、認知症高齢者介護制度人材育成事業・8,909千円)	B	長寿社会課

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
バリアフリー化に向け、高齢者や身体障がい者などの移動及び施設利用に配慮した建築物の整備を促進します。	・福祉のまちづくり推進事業補助金申請件数 31件(鳥取市6件、米子市2件、倉吉市12件、境港市2件、智頭町、八頭町及び湯梨浜町各3件)	・出前説明会等の機会をとらえ、関係団体・事業者等に制度の周知を図り、より一層福祉のまちづくりを推進する。 ・補助の利用促進のため、引き続きホテル・旅館施設等に働きかけを行う。 ・補助制度のない5町村に対し制度創設を働きかける。 (日吉津村、南部町、日南町、日野町、江府町)	民間建築物及び敷地内のバリアフリー環境整備を促進するため、特に既存建築物の改修に重点をおいた支援を行う。 補助制度を創設していない町村に対し、制度創設を働きかける。 ・福祉のまちづくり推進事業補助金 10,000千円 ・バリアフリー環境整備事業補助金 500千円	B	住まいまちづくり課
県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。	母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを、優先入居の対象として、県営住宅の募集を行った。(1階住戸は高齢者と障がい者世帯用として募集) <平成30年度実績> 募集戸数(全体) 147戸 申込者数(全体) 247世帯 入居決定数 ・高齢者世帯 44世帯 ・障がい者 25世帯 ・母子・父子世帯 38世帯 ・DV被害者世帯 2世帯	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。 (希望する住戸毎に応募(応募1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。)) 今後も優先入居の取組を継続実施する。	県営住宅の第一次募集において、引き続き高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯、低所得者世帯などの優先入居を実施。	B	住まいまちづくり課
専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。	住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居に協力するセーフティネット住宅登録等の状況及び専任相談員による入居相談対応状況は次のとおり。 ・登録不動産店 63件 ・登録住宅 136棟(1,310戸) ・相談件数 228件(うち入居決定134件) ・セーフティネット住宅登録 12戸 ・家賃債務保証契約 10件 ※H30.3月末現在	セーフティネット住宅登録戸数増加や制度周知のために、引き続き民間賃貸住宅所有者等に対する啓発強化及び福祉関係者と住宅関係者による連携支援体制の確立が必要である。	住宅確保要配慮者に対する専任相談員による入居相談対応、セーフティネット住宅、あんしん賃貸住宅の協力不動産店及び住居の登録促進並びに独自の家賃債務保証事業による入居支援を実施 ・居住支援協議会支援事業 8,230千円 ・家賃債務保証事業 1,307千円	A	住まいまちづくり課
ユニバーサルデザイン(UD)に関する理解に向け、地域、団体又は企業が主催する集会などへの出前講座、小中高生を対象とした出前授業及び県民を対象としたUD研修を開催します。	・出前授業については、50校で実施した。 ・人権ひろば「ふらっと21」で、児童を対象とした夏休みUD体験学習を、東、中、西部で開催した。 ・PTA、地域、企業等において、55回の出前講座を実施した。	・出前授業、出前講座の内容の充実を図る。	・県内で開催される各種イベントなどにおいて、パネル展やUD製品の展示を行い、県民へのUD理念の普及啓発を図る。 ・教育委員会と連携し、児童・生徒にUD及びカラーUDを推進することにより若年層の啓発を図る。 ・地域、団体等への講座募集を通年を通して行い、UD及びカラーUDの認知度の向上を図る。 (とっとりユニバーサルデザイン推進事業・2,362千円)	A	人権・同和対策課

(2)障がい者が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
バリアフリー化に向け、高齢者や身体障がい者などの移動及び施設利用に配慮した建築物の整備を促進します。【再掲】	・福祉のまちづくり推進事業補助金申請件数 31件(鳥取市6件、米子市2件、倉吉市12件、境港市2件、智頭町、八頭町及び湯梨浜町各3件)	・出前説明会等の機会をとらえ、関係団体・事業者等に制度の周知を図り、より一層福祉のまちづくりを推進する。 ・補助の利用促進のため、引き続きホテル・旅館施設等に働きかけを行う。 ・補助制度のない5町村に対し制度創設を働きかける。 (日吉津村、南部町、日南町、日野町、江府町)	民間建築物及び敷地内のバリアフリー環境整備を促進するため、特に既存建築物の改修に重点をおいた支援を行う。 補助制度を創設していない町村に対し、制度創設を働きかける。 ・福祉のまちづくり推進事業補助金 10,000千円 ・バリアフリー環境整備事業補助金 500千円	B	住まいまちづくり課
ユニバーサルデザイン(UD)に関する理解に向け、地域、団体又は企業が主催する集会などへの出前講座、小中高生を対象とした出前授業及び県民を対象としたUD研修を開催します。【再掲】	・出前授業については、50校で実施した。 ・人権ひろば「ふらっと21」で、児童を対象とした夏休みUD体験学習を、東、中、西部で開催した。 ・PTA、地域、企業等において、55回の出前講座を実施した。	・出前授業、出前講座の内容の充実を図る。	・県内で開催される各種イベントなどにおいて、パネル展やUD製品の展示を行い、県民へのUD理念の普及啓発を図る。 ・教育委員会と連携し、児童・生徒にUD及びカラーUDを推進することにより若年層の啓発を図る。 ・地域、団体等への講座募集を通年を通して行い、UD及びカラーUDの認知度の向上を図る。 (とっとりユニバーサルデザイン推進事業・2,362千円)	A	人権・同和対策課

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。【再掲】	母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを、優先入居の対象として、県営住宅の募集を行った。(1階住戸は高齢者と障がい者世帯用として募集) <平成30年度実績> 募集戸数(全体) 147戸 申込者数(全体) 247世帯 入居決定数 ・高齢者世帯 44世帯 ・障がい者 25世帯 ・母子・父子世帯 38世帯 ・DV被害者世帯 2世帯	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。(希望する住戸毎に応募(応募1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。)) 今後も優先入居の取組を継続実施する。	県営住宅の第一次募集において、引き続き高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯、低所得者世帯などの優先入居を実施。	B	住まいまちづくり課
専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。【再掲】	住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居に協力するセーフティネット住宅登録等の状況及び専任相談員による入居相談対応状況は次のとおり。 ・登録不動産店 63件 ・登録住宅 136棟(1,310戸) ・相談件数 228件(うち入居決定134件) ・セーフティネット住宅登録 12戸 ・家賃債務保証契約 10件 ※H31.3月末現在	セーフティネット住宅登録戸数増加や制度周知のために、引き続き民間賃貸住宅所有者等に対する啓発強化及び福祉関係者と住宅関係者による連携支援体制の確立が必要である。	住宅確保要配慮者に対する専任相談員による入居相談対応、セーフティネット住宅、あんしん賃貸住宅の協力不動産店及び住居の登録促進並びに独自の家賃債務保証事業による入居支援を実施 ・居住支援協議会支援事業 8,230千円 ・家賃債務保証事業 1,307千円	A	住まいまちづくり課
成年後見支援センターの運営や、日常生活自立支援事業の支援により高齢者、障がい者などの権利擁護の推進を図ります。【再掲】	○成年後見支援センターの運営 ・東部、中部、西部の各成年後見支援センターが、圏域ごとに成年後見制度等に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を実施。(相談件数:3,271件、後見受託件数:184件) ○日常生活自立支援事業 ・19市町村の社会福祉協議会において、高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な方に対する福祉サービス等の利用援助に関する取組を実施。 ・(社福)鳥取県社会福祉協議会が、専門員の連絡会でのケース検討、事業推進にあたっての課題検討等を実施するとともに、生活支援員の研修会を実施。(専門員連絡会:地区別各5回、生活支援員研修会:2回)	・平成37年には認知症高齢者は470万人になると見込まれており、地域での権利擁護推進について社会の要請がますます高まっている。 ・平成30年3月末の成年後見制度利用促進基本計画閣議決定を受け、各市町村における利用促進に関する基本計画の策定を支援するなど、さらなる成年後見制度の利用促進を図る必要がある。	日常生活自立支援事業からのスムーズな成年後見利用移行や、関係機関の地域連携ネットワーク構築など、認知症高齢者をはじめとする支援の必要な方が住み慣れた地域で安心・安全な生活が継続されるよう、権利擁護の推進を行う。 (成年後見支援センター運営支援事業・13,500千円) (日常生活自立支援事業・41,002千円)	B	福祉保健課
住民が主体となった高齢者、障がい者などの要配慮者の災害時の避難行動、日頃の見守りなどの体制整備の取組を支援します。【再掲】	・災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金の支援 地域住民が主体となって「支え愛マップづくり」を通じ、独居高齢者、要介護者及び障がい者などの支援を要する者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや平常時の見守り体制づくり等を行う取組などに対して支援を行い、誰もが身近な地域で安全・安心に暮らすための支え愛体制の充実を図った。	支え愛マップづくりだけで終わってしまう町内会・集落等もあり、支え愛マップづくりを通じて見守り体制づくりや地域の絆づくりなど、災害時だけでなく平常時の町内会・集落等の主体的な取組への発展を図ることが課題である。	・鳥取県中部地震、平成29年1月、2月の豪雪、平成30年7月豪雨などを踏まえて共助の重要性が改めて認識されており、地域住民が主体となって行う「支え愛マップ」づくりを通じて、住民主体の災害時の高齢者、障がい者など要支援者の支援体制の強化を図る。 ・また、マップ作成の際には、老若男女それぞれの視点で検討が進められるよう努める。 (支え愛マップを核とした地域防災力強化事業・18,501千円)	B	危機管理政策課
障がい者を対象とした職業訓練を実施し、障がい者の雇用・就業の促進を図ります。	・施設内訓練(訓練期間:1年、9ヶ月、7ヶ月):6名入校、6名修了、5名就職(就職率83.3%) ・委託訓練(訓練期間1~3ヶ月):21名入校、19名修了、15名就職(就職率78.9%) (平成31年4月末)	障がい者の多様性に対する企業側の受入体制の遅れなど、雇用する側の抱える問題から、障がい者の就職は厳しい状況が続いている。	知的障がい者を対象とした施設内での職業訓練、民間教育機関等への委託訓練の実施。 (職業訓練事業費:453,299千円)	A	産業人材課
一人ひとりの障がい者がその適性とその能力に応じた職に就き、自己実現と社会参加を一層促進するために、障がい者の一般就業を支援します。	・採用時や採用直後に障がい者と事業主の仲立ちをする職場適応援助者(ジョブコーチ)を設置する社会福祉法人等に活動費の一部を助成(5法人、8人)するとともに、国が鳥取市内に設置する障害者職業センターから離れている県中部・西部に県版ジョブコーチセンターを設置して、ジョブコーチを支援した。 ・就職に向けて障がい者の生活面も含めた支援を行う障害者職業・生活支援センターを県内に3か所設置し、職業開拓支援員・定着支援員を各所1人ずつ配置した。 ・聴覚障がい者について、障害者総合支援法の意思疎通支援事業の派遣対象外となる就職に向けての面談・実習等に、手話通訳者・要約筆記者等を派遣した。 ・障がい者が一般就労するために必要な技能・生活態度等を習得するためのテキストの活用方法の講習会を3回実施した。 ・障がい者の雇用を検討中の企業による先進企業への見学を行った。(計4回)	従来からの事業を継続するとともに、今年度は新たに次に取り組み。 ・障がい者の就労を関係者で協議する「鳥取県障がい者雇用推進会議」に、当事者や学識経験者を交えた専門部会を立ち上げて、離職を中心とした障がい者の就労の問題により深い分析・議論を行う。(357千円) ・「とっとり障がい者仕事サポーター」の能力強化を図るため、フォローアップ研修を実施する。(264千円) ・離職中・就業中の障がい者にアンケートを行い、離職につながる問題点を洗い出して、離職防止につなげる。(2,039千円)	障がい者の就業支援や職場定着の取組強化を図る。 ・訪問型ジョブコーチ養成研修に職員を派遣する社会福祉法人等への旅費の助成(上限130千円)、企業在籍型ジョブコーチ養成研修に職員を派遣する企業への旅費の助成(半額、上限65千円)を継続する。 ・職場の同僚として、企業内の障がい者を理解し日常的に支援する「障がい者仕事サポーター」の養成研修を継続して行う。(県内3地区・計6回) ・障がい者雇用アドバイザー1人(非常勤)を引き続き配置し、企業トップ等へ障がい者の新規雇用を働きかける。 ・引き続き、障がい者の職場実習を受け入れられる事業所に謝金(1日1,000円)、障がい者に奨励金(1日1,000円)を支給する。 ・障がい者雇用優良事業所等の知事表彰、障害者就業・生活支援センターのホームページの運営・企業説明会の開催等を継続して行う。 (障がい者就業定着支援事業・71,986千円)	A	雇用政策課

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや障がいのある方への必要な配慮などを理解し、障がいのある方にちょっとした手助けを行う「あいサポーター」を増やし、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するため、研修や啓発活動などを実施します。	・平成30年度は、新たに8市とあいサポート運動の連携協定を締結し、全国への普及を図っている。 ・県内では、私立高校等において「あいサポート大使」が講演し、若年層等へのあいサポート運動の周知を行うとともに、県内の企業に対し、障がいのある当事者の実状や社会的障壁などについて講演いただき、意見交換も行った。	次世代の子どもたちへのあいサポート運動への関心を高めるため、あいサポート条例の周知と併せて、小学校における「障がいを知る」教育の中で、あいサポート運動ハンドブック(キッズ版)等を活用していくよう教育委員会との連携を密にしていける必要がある。	・あいサポート研修事業やあいサポートメッセンジャー養成研修等を実施 ・他の地方公共団体との連携を通じ、全国に「あいサポート運動」を拡大 ・障害者差別解消支援地域協議会の開催 ・「障害者差別解消法」の理解・促進を進めるための民間企業等への研修会 ・民間事業者等が実施する合理的配慮に必要な経費への支援 (あいサポート推進事業・13,331千円)	A	障がい福祉課

(3)外国人が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
ホームページ運営やメールマガジンの配信、機関紙の発行において、多言語情報発信による支援を行います。	・多言語情報発信 地域における国際交流の情報交換や、在住の外国出身者が生活していく上で必要な生活情報の提供を行うホームページの運営及び多言語メールマガジン(英語、中国語、タガログ語)、機関誌(年4回、各2,000部)の配信を実施。	多言語情報を必要としている住民にとって閲覧しやすい構成への見直し、内容の充実等を図っていく。また、平時より防災意識の啓発を促進するような記事の定期的な配信を心掛ける。	・多言語情報発信 2,437千円 地域における国際交流の情報交換や、在住の外国出身者が生活していく上で必要な生活情報の提供を行うホームページの運営及び多言語メールマガジン(英語、中国語、タガログ語)、機関誌(年4回、各2,000部)の配信を実施。	B	交流推進課
専門通訳ボランティアの派遣、国際交流コーディネーターの配置、日本語クラスの運営などによるコミュニケーション支援を行います。	・専門通訳ボランティアの派遣 医療通訳、コミュニティ通訳等の専門通訳ボランティアの運営・派遣を実施。 ・国際交流コーディネーターの配置 英語圏及び中国語圏出身者の国際交流コーディネーターを配置し、面談や電話等での相談対応、専門機関等への橋渡しを実施。(本所:英語、中国語対応/倉吉事務所:中国語、ベトナム語対応/米子事務所:中国語対応) ・日本語クラスの運営 日常生活に役立つ日本語を共に楽しく学べる場として日本語教室を運営。 (東部6クラス2期、中部3クラス2期、西部2クラス2期)	在留外国人の増加や国籍構成の変化等に伴うニーズの変化に対応し、国際交流コーディネーターの配置や日本語クラスの編成にあたってきめ細かい対応を図っていく。	・専門通訳ボランティアの派遣 1,160千円 医療通訳、コミュニティ通訳等の専門通訳ボランティアの運営・派遣を実施。 ・国際交流コーディネーターの配置 6,189千円 英語圏及び中国語圏出身者の国際交流コーディネーターを配置し、面談や電話等での相談対応、専門機関等への橋渡しを実施。(本所:英語、中国語対応/倉吉事務所:中国語、ベトナム語対応/米子事務所:中国語対応) ・日本語クラスの運営 2,382千円 日常生活に役立つ日本語を共に楽しく学べる場として日本語教室を運営。 (東部6クラス2期、中部3クラス2期、西部2クラス2期) ・多言語相談業務 416千円 ホームページ上に多言語(12言語)対応の相談フォームを開設。各言語の母語話者が対応。	A	交流推進課
国際交流フェスティバル、多文化共生出前講座、子どものための異文化理解体験講座、国際交流の集いなどによる国際理解の推進を図ります。	・国際交流フェスティバル 異文化理解の促進を目指し、県内三地区(東・中・西)で国際交流フェスティバルを実施 (東部10月21日、中部11月25日、西部9月24日) ・子どものための異文化理解体験講座 小学生を対象に様々な国の文化に触れ、世界の中の日本について考える機会を提供する講座を実施。(実績:22校) ・多文化共生出前講座 公的機関や民間団体等が主体となって実施する研修会等への講師派遣等、多文化共生社会の実現に向けた意識啓発を実施。(実績:19件)	国際交流財団自主事業	・国際交流フェスティバル ・子どものための異文化理解体験講座 ・多文化共生出前講座 (以上、国際交流財団事業として実施)	A	交流推進課
専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。【再掲】	住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居に協力するセーフティネット住宅登録等の状況及び専任相談員による入居相談対応状況は次のとおり。 ・登録不動産店 63件 ・登録住宅 136棟(1,310戸) ・相談件数 228件(うち入居決定134件) ・セーフティネット住宅登録 12戸 ・家賃債務保証契約 10件 ※H31.3月末現在	セーフティネット住宅登録戸数増加や制度周知のために、引き続き民間賃貸住宅所有者等に対する啓発強化及び福祉関係者と住宅関係者による連携支援体制の確立が必要である。	住宅確保要配慮者に対する専任相談員による入居相談対応、セーフティネット住宅、あんしん賃貸住宅の協力不動産店及び住居の登録促進並びに独自の家賃債務保証事業による入居支援を実施 ・居住支援協議会支援事業 8,230千円 ・家賃債務保証事業 1,307千円	A	住まいまちづくり課

(4)ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の実施内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
女性や性的マイノリティなどの様々な人権問題をテーマとした講演会の開催、人権ラジオ番組や各種啓発資料の配付などにより、人権に対する意識啓発に取り組みます。	・性的マイノリティ研修会を実施(県内2箇所) ・出前講座の実施 20回	平成30年度に作成した人権ポケットブックの活用、研修を受講された方へALLY(LGBTの理解者)バッジを配布するなど、性的マイノリティへの一層の理解促進に取り組む。	・性的マイノリティ研修会の開催 ・職員向け人権講座の開催 ・「LGBTなどの性的マイノリティに配慮した行政窓口での対応手引」の作成 (人権啓発教育事業(人権問題研修推進事業)・24,787千円)	B	人権・同和对策課
ひとり親家庭の生活の安定と就業・自立促進などに向け、手当の支給、資金の貸付、医療費の助成、就業相談から技能講習といった就業支援サービスなど総合的に支援を行います。	・母子・父子自立支援員の設置及び研修の実施 ・日常生活支援事業の実施 ・ひとり親家庭福祉推進員設置事業の実施 ・ひとり親家庭の就業支援に向けた講習会の実施 ・自立支援給付金事業の実施 ・ひとり親家庭学習支援事業の推進 ・ひとり親家庭等情報提供事業の推進	・各種支援事業の周知徹底及び利用促進 ・日常生活支援事業における支援体制の強化 ・ひとり親家庭学習支援事業等への市町村の取組の推進	ひとり親家庭の生活の安定と就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を実施するとともに、養育費の受給を促進するため専門相談・職員研修を実施する。 (ひとり親家庭生活支援事業・14,995千円) (ひとり親家庭自立支援事業・13,028千円)	B	家庭支援課
国の配置基準を超えて母子支援員を配置し、母子生活支援施設の機能を強化します。	県内5施設のうち、1施設が実施	事業を継続実施していく	国の配置基準を超えて支援員を配置する施設に対し、支援を実施する。 (児童養護施設等体制強化補助事業・36,977千円)	B	家庭支援課
一定要件を満たす母子家庭の母などが公共職業訓練などを受講するときに訓練手当を支給します。	訓練手当支給人数31名	引き続き、雇用のセーフティネットとして訓練手当に不足が生じないよう措置することが必要。	求職者の知識及び技能の習得を支援するため、雇用保険受給資格者を除く障がい者等就職困難者が職業訓練を受講する場合、訓練受講期間に訓練手当を支給。 (職業訓練行政費・25,278千円)	A	産業人材課
県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。【再掲】	母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを、優先入居の対象として、県営住宅の募集を行った。(1階住戸は高齢者と障がい者世帯用として募集) <平成30年度実績> 募集戸数(全体) 147戸 申込者数(全体) 247世帯 入居決定数 ・高齢者世帯 44世帯 ・障がい者 25世帯 ・母子・父子世帯 38世帯 ・DV被害者世帯 2世帯	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。 (希望する住戸毎に応募(応募1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。)) 今後も優先入居の取組を継続実施する。	県営住宅の第一次募集において、引き続き高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯、低所得者世帯などの優先入居を実施。	B	住まいまちづくり課
子どもの貧困対策の推進にあたり、生活保護を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援の推進など、関連施策を連動させ一体的に推進することにより、効果的な施策展開を図ります。	・市町村に対し、国の学習支援事業の対象外経費(送迎や教材費、一般世帯の子どもに係る経費)についての一部支援を県独自で実施。 ・教育委員会・福祉部局との共同で、市町村の教育委員会・福祉部局、社会福祉協議会、子どもの居場所づくりの実施者等を対象に子どもの学習支援に関する研修会を実施。	平成31年度においても、教育委員会と福祉部局とが共同で、引き続き子どもの学習支援の総合的な推進を図る。	子どもの貧困対策としての学習支援について、総合的な推進を図るため、以下のとおりに取り組む。(学習支援充実事業(1,239千円)) ○市町村に対して、以下の国の学習支援事業の対象外経費を一部補助(県1/2、市町村1/2) 【地域未来塾推進事業(文科省)】 ・送迎、教材に係る経費 【生活困窮、ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業(厚労省)】 ・一般世帯の子どもを含めて学習支援を実施する場合の一般世帯の子どもに係る経費 ・放課後児童クラブを活用して学習支援を行う場合の経費 ○県、市町村の教育委員会・福祉部局、社会福祉協議会など関係機関による子どもの貧困対策についての連絡会議や研修会を実施	A	福祉保健課

(5)性的マイノリティに関する理解促進

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の実施内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
人権相談窓口(人権尊重の社会づくり相談ネットワーク)を設置し、電話及び面接による一般相談並びに弁護士などによる専門相談の実施や関係機関の連携強化などにより、様々な人権相談に総合的に対応します。	県内3か所到人権相談窓口を設置(相談件数 419件)	相談員のより一層の資質の向上を図る。	相談者からの多様化する人権問題事案についてよりきめ細かく問題の解消の支援を行うため、専門的な支援を行う。 (人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業・11,245千円)	B	人権・同和对策課
女性や性的マイノリティなどの様々な人権問題をテーマとした講演会の開催、人権ラジオ番組や各種啓発資料の配付などにより、人権に対する意識啓発に取り組みます。【再掲】	・性的マイノリティ研修会を実施(県内2箇所) ・出前講座の実施 20回	平成30年度に作成した人権ポケットブックの活用、研修を受講された方へALLY(LGBTの理解者)バッジを配布するなど、性的マイノリティへの一層の理解促進に取り組む。	・性的マイノリティ研修会の開催 ・職員向け人権講座の開催 ・「LGBTなどの性的マイノリティに配慮した行政窓口での対応手引」の作成 (人権啓発教育事業(人権問題研修推進事業)・24,787千円)	B	人権・同和对策課

●重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1)暴力を許さない社会づくり

(1)-1 DV防止及び被害者支援

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
DVなどの男女間の暴力やハラスメントなどに関するセミナーなどによる男女の対等な人権に関する意識啓発を実施します。	・相談・支援業務に携わる者を対象として、セクハラ・性暴力等をテーマにした講座を実施。 ・出前講座によりDVについて自治会等に普及啓発。 ・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談対応:H30年度DV相談件数:18件	引き続き相談対応による支援や普及啓発に努めていく。	・相談・支援業務に携わる者を対象とした講座を実施予定。 ・出前講座によりDVについて自治会等に普及啓発予定。 ・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談対応を行う。(男女共同参画センター費(普及啓発事業)・5,717千円) (男女共同参画センター費(センター運営事業) 32,981千円)	B	男女共同参画センター
女性に対する暴力防止の普及啓発を行います。	・相談・支援業務に携わる者を対象として、セクハラ・性暴力等をテーマにした講座を実施。 ・出前講座によりDVについて自治会等に普及啓発。 ・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談対応:H30年度DV相談件数:18件	引き続き相談対応による支援や普及啓発に努めていく。	・相談・支援業務に携わる者を対象とした講座を実施予定。 ・出前講座によりDVについて自治会等に普及啓発予定。 ・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談対応を行う。(男女共同参画センター費(普及啓発事業)・5,717千円) (男女共同参画センター費(センター運営事業) 32,981千円)	B	男女共同参画センター
	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~11/25)に併せて、県内の大規模集客施設において街頭キャンペーンを実施した。(県内6か所、計6回)	更なる普及啓発のため、事業を継続実施する。	配偶者や恋人等からの暴力被害者及び同伴する家族に対する支援体制の充実強化を図るための啓発活動を実施する。(DV被害者等総合支援事業・25,191千円)	B	家庭支援課
	ショッピングセンター等において関係機関と合同で、「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーン広報を実施した。	引き続き関係機関との連携を強化し、合同での街頭広報等により、女性に対する暴力防止の普及啓発を図る。	(生活安全活動運営費:15,510千円)	A	警察本部生活安全企画課
県が養成したDV(デートDV)予防啓発支援員を高等学校や地域などでの研修会に講師などとして派遣し、DV予防の啓発を推進します。	・学校:117回 (高校24校、中学校3校、特別支援学校3校、専修学校2校、大学・短期大学2校) ・地域:3カ所	取り組んだ学校においては、毎年実施していただけるよう定着化を図る。また、未実施の学校においては、できるだけ開催してもらえよう取り組みの拡充をする。	・デートDV予防学習会の企画及び実施 ・連絡会及び研修会の開催 (DV予防啓発支援員活動事業:2,010千円)	A	福祉相談センター
精神的ダメージや経済的理由から、避難所を退所後、すぐ自立できないDV被害者に住居・心理ケアを施し、DV被害者の精神の回復と経済的自立を図ります。	ステップハウス入居者数 35名(H30年度、いずれも本人のみの延べ人数)	支援が必要なDV被害者等に、自立のための選択肢として事業の情報提供を行う。	一時保護施設での一時保護後、すぐに自立生活に移れない者に対し、心のケアや自立に向けた準備を実施する。(DV被害者等総合支援事業・25,191千円)	B	家庭支援課
DV被害者など支援体制を強化し、DV被害者の支援及び未然防止を図ります。	・DV被害者支援職員研修の実施(基礎研修及び専門研修) ・関係機関連絡会の実施 ・DV防止の普及啓発のための街頭キャンペーンの実施:県内各主要駅及びショッピングセンター等	・関係職員の資質向上 ・DV防止の普及啓発の強化	配偶者や恋人等からの暴力被害者及び同伴する家族に対する支援体制の充実強化を図るため、支援機関に対する研修等を実施する。(DV被害者等総合支援事業・25,191千円)	B	家庭支援課
一時保護を要する女性を支援するため、婦人相談所一時保護所を運営します。	DV相談件数(1,137件) そのうち一時保護件数(委託を含む) 46件	避難された方々が安全に安心して、今後のことが考えられるよう、個々に応じて適切な対応を行なう。そのためにもさらに職員の資質向上に努める。	・一時保護所の運営及び一時保護の実施に要する経費 ・婦人相談所の一時保護所での保護が困難な場合は、民間施設等に一時保護を委託する。(婦人相談所一時保護所費:12,887千円)	A	福祉相談センター
県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。【再掲】	母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを、優先入居の対象として、県営住宅の募集を行った。(1階住戸は高齢者と障がい者世帯用として募集) <平成30年度実績> 募集戸数(全体) 147戸 申込者数(全体) 247世帯 入居決定数 ・高齢者世帯 44世帯 ・障がい者 25世帯 ・母子・父子世帯 38世帯 ・DV被害者世帯 2世帯	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。(希望する住戸毎に応募(応募1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。)) 今後も優先入居の取組を継続実施する。	県営住宅の第一次募集において、引き続き高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯、低所得者世帯などの優先入居を実施。	B	住まいまちづくり課
専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。【再掲】	住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居に協力をセーフティネット住宅登録等の状況及び専任相談員による入居相談対応状況は次のとおり。 ・登録不動産店 63件 ・登録住宅 136棟(1,310戸) ・相談件数 228件(うち入居決定134件) ・セーフティネット住宅登録 12戸 ・家賃債務保証契約 10件 ※H31.3月末現在	セーフティネット住宅登録戸数増加や制度周知のために、引き続き民間賃貸住宅所有者等に対する啓発強化及び福祉関係者と住宅関係者による連携支援体制の確立が必要である。	住宅確保要配慮者に対する専任相談員による入居相談対応、セーフティネット住宅、あんしん賃貸住宅の協力不動産店及び住居の登録促進並びに独自の家賃債務保証事業による入居支援を実施 ・居住支援協議会支援事業 8,230千円 ・家賃債務保証事業 1,307千円	A	住まいまちづくり課

(1)ー2 性犯罪・ストーカーの防止及び被害者支援

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
声かけなどの性犯罪の前兆事案発生時には速やかに情報発信し、注意喚起するとともに、犯罪に至らない場合であっても、指導警告するなど、予防活動を推進します。	・子どもや女性に対する声かけ、つきまとい等性犯罪等の前兆事案を認知した場合には、あんしんトリメール、とっとりwebマップ、県警ホームページ等を活用して不審者情報の発信を行い注意喚起したほか、学校等における被害防止教室や関係機関と連携した被害の未然防止を図った。 ・行為者を特定し、検挙や指導・警告を行い、性犯罪等重大事案への発展を阻止するなど先制・予防的活動を実施した。	・引き続き、子どもや女性に対する声かけ、つきまとい等性犯罪等の前兆事案を認知した場合には、あんしんトリメール、とっとりwebマップ、県警ホームページ等を活用して不審者情報の発信を行い注意喚起するほか、学校等における被害防止教室や関係機関と連携した被害の未然防止を図る。 ・行為者を特定し、検挙や指導・警告を行い、重大事案への発展を阻止するなど先制・予防的活動を推進する。	〔〔再掲〕〕生活安全活動運営費：15,510千円	A	警察本部生活安全企画課
性犯罪被害者に対する経済的支援として、初診料、初回処置料、診断書料及び人工中絶費用を負担します。	・性犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、平成16年度から産婦人科等での初診料等を公費負担とし、毎年10件前後の申請を受理している。平成30年度は、9件の申請を受理し、すべて公費負担している。 ・制度整備から平成30年度までに、性犯罪被害者のさらなる負担軽減のため、すでに医療機関で診察を受け、初診料等を支払い済みでも公費負担できることとし、また、公費支出額の上限を撤廃し、全額負担する等の改正を実施している。	・平成31年4月1日から、被害からおおむね3か月以内に受けた検査に要する費用(再診料を含む。)を支出可能とするとともに、被害者と加害者との間に親族関係(3親等以内)がある場合であっても、被害者が18歳未満の場合は支出可能とした。 ・今後も事件の都度、適切に制度についての教示を行い、被害者の負担軽減を図る。	(犯罪被害者支援事業:13,989千円)	A	警察本部捜査第一課
ストーカー事案に対する被害者等の安全確保を最優先にした対応を推進します。	事案の危険性・切迫性を考慮し、積極的な事件化を図り、警告等の行政措置を的確に講じるとともに、被害者等の安全確保を最優先に、保護対策及び被害者に対する支援等を積極的に行った。	引き続き、事案の危険性・切迫性を考慮し、積極的な事件化を図り、警告等の行政措置を的確に講じるとともに、被害者等の安全確保を最優先に、保護対策及び被害者に対する支援等を積極的に行う。	〔〔再掲〕〕生活安全活動運営費：15,510千円	A	警察本部生活安全企画課

(1)ー3 性暴力の被害者支援

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
性暴力被害者を支援するため、関係機関・団体が連携して支援する仕組みの構築、相談窓口の設置及び支援員の確保・養成を推進します。	・県・関係機関・団体が連携して急性期(被害直後から概ね6ヶ月以内)の被害者への相談対応、医療的支援、医療機関などへの付添支援、法的支援等を実施した。 ・相談窓口(月・水・金の11時～13時、18時～20時)で、被害者からの相談を受けた。 ・支援員の研修を開催し、継続的にスキルアップを図った。	・急性期の被害者だけではなく、全ての被害者を対象とした支援体制の構築を目指す必要がある。 ・相談窓口時間を拡大し、支援を充実させる必要がある。 ・相談窓口時間の拡大に伴い、支援員の確保・養成を図る必要がある。	・県・関係機関・団体が連携して全て(急性期・中長期)の被害者への相談対応、医療的支援、医療機関などへの付添支援、法的支援等の実施 ・電話相談窓口時間(月・水・金:10時～16時、18時～20時、火・木:10時～16時)の拡大 ・支援員養成講座の実施 (実施主体:鳥取県性暴力被害者支援協議会) (性暴力被害者支援連携事業・15,261千円)	A	くらしの安心推進課
公開講座などにより性暴力被害者支援について意識啓発を推進します。	・性暴力被害の実態、被害者支援の必要性などについて広く知っていただき、被害者が安心して相談できる社会づくりについて考えていただくため、公開講座を開催した。(8月、9月:県内各1会場)。また、ステッカー、街頭広報、SNS、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用した広報、コンビニ等へのチラシの配架等の広報活動を実施した。	・県民の性暴力や性暴力被害者支援に対する認識は十分ではなく、継続的に県民対象の講座を開催するなどして、更に多くの県民に性暴力被害の実態や支援の必要性等を知ってもらう必要がある。	・公開講座の実施 ・鳥取県性暴力被害者支援協議会独自のホームページの開設 ・窓口広報用リーフレット、カード、ステッカーの配布 (実施主体:鳥取県性暴力被害者支援協議会) (性暴力被害者支援連携事業・15,261千円)	B	くらしの安心推進課

(1)ー4 児童虐待の防止及び被害者支援

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
児童虐待防止に携わる職員の資質向上、適切な支援を行うため関係機関の連携強化、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応の体制を推進します。	・児童相談所職員等のスキルアップ研修実施。 ・児童虐待対応協力員の配置(各児童相談所計6名)	・児童相談所職員、市町村職員等のスキルアップ ・虐待対応・支援における関係機関との更なる連携	児童虐待防止に携わる職員の資質向上、適切な支援を行うため関係機関の連携を強化し、児童虐待の予防や早期発見・早期対応を図る。 (児童虐待防止対策関係事業・26,270千円)	B	家庭支援課

(2)安心して相談できる体制づくり

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
人権相談窓口(人権尊重の社会づくり相談ネットワーク)を設置し、電話、面接による一般相談及び弁護士などによる専門相談の実施、関係機関の連携強化などにより、様々な人権相談に総合的に対応します。【再掲】	県内3か所到人権相談窓口を設置(相談件数 419件)	相談員のより一層の資質の向上を図る。	相談者からの多様化する人権問題事案についてよりきめ細かく問題の解消の支援を行うため、専門的な支援を行う。 (人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業・11,245千円)	B	人権・同和対策課

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
男女共同参画センターにおいて、東中西部に相談窓口を設置し、男女共同参画に関する相談に対応します。	よりん彩一般相談件数(オトコの相談除く) 1,702件	・引き続き関係機関と連携しながら相談対応に努める。 ・相談比率の増加している男性に対し相談窓口の周知に努める。	・一般相談(東・西部、センター相談室、オトコの相談) ・専門相談(法律相談、心の相談)の実施(男女共同参画センター費(センター運営事業 32,981千円))	B	男女共同参画センター
自らの暴力を反省し、更生の意思のあるDV加害者のための電話相談窓口を設置し、併せて相談員の確保及び資質向上のための研修を実施します。	・DV加害者電話相談の実施 ・電話相談員の養成及び資質向上のための研修の実施 DV加害者電話相談員の登録数:7名 電話相談件数:2件	電話相談事業のPR強化による認知度向上	DV加害者の電話相談窓口を設置し、併せて、相談員の資質向上を図るための研修を実施する。 (DV被害者等総合支援事業・25,191千円)	B	家庭支援課
外国人DV被害者の通訳を行うことができる外国人などの養成を行い、被害者支援及びDV被害の未然防止に努めます。	外国人DV被害者の通訳を行うための通訳者養成研修は未実施。(タガログ語、タイ語、中国語、英語など通訳登録者6名)	・通訳登録者のスキルアップのため研修事業を実施	外国人のDV被害者の通訳を行うことができる者を養成する。 (DV被害者等総合支援事業・25,191千円)	B	家庭支援課
配偶者からの暴力、離婚、生活困窮、ストーカー被害など、女性の諸問題についての相談対応や援助を実施します。	【東部圏域】 ・相談件数 512件 そのうちDV相談件数 205件 ・一時保護件数 17件 そのうちDV件数 13件 ・法律相談 2件 ・相談体制は、来所、電話、訪問、メール ・夜間、休日とも緊急携帯で対応	相談者の方々が、少しでも心の整理がついたり、支援の道筋がつくよう、適切な助言、具体的な支援など面接の場で提供できるよう、さらなる職員の資質向上を図る。	24時間、365日体制でのDV被害者支援(婦人相談所費:2,720千円)	A	福祉相談センター
	【中部圏域】 ・相談件数 283件 そのうちDV相談件数 97件 ・一時保護件数 12件 そのうちDV件数 6件 ・女性法律相談 5件 ・相談体制は来所・電話・訪問 ・夜間・休日は転送サービスおよび公用携帯で対応	・関係機関との連携強化 ・相談に対し適切な助言、具体的な支援が提供できるよう、職員の資質向上を図る。			中部総合事務所福祉保健局
	【西部圏域】 ・相談件数 668件 そのうちDV相談件数 317件 ・一時保護件数 29件 そのうちDV件数 26件 ・法律相談 19件 ・相談体制は来所、電話、訪問 ・夜間・休日は転送サービス及び公用携帯で対応	・各種関係機関との連携強化 ・相談に対し適切な助言、具体的な支援が提供できるよう、職員の資質向上を図る。			西部総合事務所福祉保健局
性犯罪被害者に係る相談窓口として、性犯罪110番について広報周知します。	・捜査第一課内に設置している「性犯罪110番」により、平日勤務時間帯は主に女性警察官、休日等時間外は捜査当直員が対応し、24時間の相談受理体制を整備している。 ・平成30年度は、女性警察官34名を性犯罪指定捜査員として指定し、女性警察官による相談受理体制を整備した。	性犯罪110番に相談された案件を事件化して、現在、捜査中のものもあるなど、平成31年度も制度を県民に活用してもらっている。よって、今後も県民の利用が図られるように広報周知していく。	(【再掲】)犯罪被害者支援事業:13,989千円)	A	警察本部捜査第一課
性犯罪被害者支援カウンセラーの委嘱を行い、被害者に照会した上で、カウンセリングを実施します。	・対象事件が発生した場合は、警察の被害者支援担当者が、被害者等に対して制度内容の説明を丁寧に行いカウンセリング支援の活用促進を図るとともに、被害者の心情に沿ったきめ細やかな支援を実施した。 ・平成30年度中は、2件の申請を受け付けたが、臨床心理士と申請者の日程調整に折り合いがつかず、いずれも実施には至っていない状況である。	・カウンセリング制度のさらなる周知と活用の促進 ・他機関との連携の継続強化の推進 ・申請受付後の迅速な診察の実施	(【再掲】)犯罪被害者支援事業:13,989千円)	A	警察本部広報県民課
性暴力被害者支援に係る相談窓口を設置します。	・県・関係機関・団体が連携して急性期(被害直後から概ね6ヶ月以内)の被害者への相談対応、医療的支援、医療機関などへの付添支援、法的支援等を実施した。 ・相談窓口(月・水・金の11時～13時、18時～20時)で、被害者からの相談を受けた。	急性期の被害者だけでなく、全ての被害者を対象とした支援体制の構築を目指す必要がある。 ・相談窓口時間を拡大し、支援を充実させる必要がある。	県・関係機関・団体が連携して全て(急性期・中長期)の被害者への相談対応、医療的支援、医療機関などへの付添支援、法的支援等の実施 ・電話相談窓口時間(月・水・金:10時～16時、18時～20時、火・木:10時～16時)の拡大 (実施主体:鳥取県性暴力被害者支援協議会) (性暴力被害者支援連携事業・15,261千円)	A	くらしの安心推進課

(3)様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
青少年を取り巻く環境浄化など、青少年の健全育成に努めます。	・販売事業者等への聞き取り、協力依頼 ・講演会の開催	・ペアレンタルコントロールについて、保護者や周囲の大人の理解が不足 ・ゲーム機販売店における利用客への説明が不足	・青少年及びその保護者に対し、インターネットに潜む危険性やペアレンタルコントロールの実施を含めたインターネットの適切な利用について啓発する。 ・携帯電話やゲーム機販売事業者に対し、店頭における利用客への説明義務について周知を図る。 (青少年育成推進事業費 10,876千円)	B	家庭支援課

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
子どもたちの正しいメディア利用に関する保護者などへの啓発活動を実施します。	・子どもたち自身が電子メディア機器利用にあつたルールやマナーについて考える取組の実施(3回実施、42人の児童・生徒が参加) ・子どもと大人と一緒に電子メディア機器の利用について考えるフォーラムの開催(12/1開催、336人参加) ・子どもたちが電子メディア機器利用のルールや危険性を主体的に学び、その学習内容を家庭でも共有できる学習ノートの作成(県内すべての小中高校特別支援学校に配布) ・学校、地域等での電子メディア機器利用に関するルールづくり等の取組を募集するコンクールの実施(団体4件、家庭5件の応募) ・大型集客施設での啓発イベントの実施(のべ802名の参加) ・PTAや地域等で開催される学習会での出前講座の実施(112件の派遣) ・電子メディア機器利用の低年齢化を受け、乳幼児保護者対象のチラシの配布(県内の幼稚園・保育園に配布)	・家庭でのルールに対する保護者と子どもたちの認識の差があるため、県PTA協議会と連携し、ルール作りについて親子で話し合う場を設ける。 ・急速に進化するインターネット環境へ対応した教育啓発をするため、出前講座を実施する。	・子どもと大人と一緒に電子メディア機器の利用について考えるフォーラムを開催する。 ・子どもたちが電子メディア機器利用のルールや危険性を主体的に学び、その学習内容を家庭でも共有できる学習ノートを作成し、配布する。 ・大型集客施設で啓発イベントを実施する。 ・PTAや地域等で開催される学習会での出前講座を実施する。 ・電子メディア機器利用の低年齢化を受け、乳幼児保護者対象のチラシを作成し、配布する。 (インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業・5,047千円 うち、関連事業 ・鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会事業・1,736千円 ・インターネットとの適切な接し方教育啓発出前講座事業・2,199千円)	B	社会教育課
情報を主体的に収集、判断できる能力を育成するため、学校における情報教育及び消費者教育を充実します。	・特別支援学校ICT支援員を各県立特別支援学校に年間平均11回派遣するとともに、各学校での授業実践例をホームページにアップして参考にできるようにするなど、情報モラルに関する授業支援を実施した。 ・知的障がいのある子どもの情報モラル教育の充実を図るために、平成29年度からモデル校(琴の浦高等特別支援学校)を設定して実践事業に取り組んでおり、取組の様子を県内の特別支援学校、高等学校等に発信した。 ・各特別支援学校においては、外部指導者等を活用し、情報モラル研修を実施した。	・引き続き琴の浦高等特別支援学校をモデル校とした取組を進めながら、全県に広げていく。 ・各校において、外部指導者等を活用して、保護者への啓発も図っているところであり、引き続き、学校と家庭の連携の推進が必要。	・知的障がいのある児童生徒の情報モラル教育のモデル校での実施 ・特別支援学校へのICT支援員の派遣(特別支援学校におけるICT教育充実事業・2,304千円)	B	特別支援教育課
	各学校において、道徳科や特別活動等で情報モラルに関する学習等の情報教育に取り組んだ。また、各教科等において消費者教育を実施しており、様々な情報を適切に収集・判断し、活用する機会を持った。	子どもたちの情報活用能力育成に向けて、各種研修や実践事例等の情報発信、指導助言を通して、教員の指導力向上を図る。	小学校段階におけるプログラミング教育に係る研修会の開催(教育課程実践充実事業・2,554千円)	B	小中学校課
	法や金融等の専門機関と連携した講演会や出前授業等を全ての県立高校で実施。	生徒自らが主体的に社会と関わる態度を育成する取組の推進。	法や金融等の専門機関と連携した講演会や出前授業等の実施(生徒と社会がつながる教育推進事業・)	B	高等学校課

基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

●重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

(1)男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
フォーラムや広報誌など多様な手法を通じて幅広い層に男女共同参画に関する情報の発信・啓発を行います。	次のフォーラムを開催するとともに、広報誌を年3回発行した。 ・よりん彩記念日フォーラム 約1000人 ・自分磨きセミナー(直営) 140人 ・自分磨きセミナー(委託) 104人 ・広報誌:年3回、21千部	更なる男女共同参画の理解者の裾野拡大のため、引き続きフォーラム開催を行うとともに、SNSを活用するなど多様な手法により情報発信を行う。	フォーラムの開催(普及啓発事業 5,717千円)	B	男女共同参画センター
鳥取県男女共同参画センター(よりん彩)において、男女共同参画に関する書籍、DVDなどの資料を収集し、学習資料として提供します。	書籍及びDVDを購入(寄贈含む)するとともに、貸出を行った。 ・書籍購入:196冊 ・DVD購入:4本 ・貸出冊数:1,923冊	求められる情報を収集し、男女共同参画を進めるための学習機会の提供を図る。	書籍・DVDの購入及び貸出(センター運営事業 32,981千円)	B	男女共同参画センター
県及び市町村の実施する男女共同参画事業の状況を把握し、一体的に情報発信を行います。	ホームページ、広報誌、よりん彩ネットで情報発信した。	市町村と連携を図り、更なる普及啓発に取り組む。	よりん彩ネット、ホームページ、SNSなどの多様な手法により情報発信する。(センター運営事業 32,981千円)	B	男女共同参画センター
男女共同参画白書及びマップを作成し、県や市町村の取組状況を公表します。	県、市町村における男女共同参画の取組状況についてとりまとめ公表(男女共同参画白書及びマップ)。	継続して調査、作成する。	男女共同参画白書及びマップの作成、情報公開	B	女性活躍推進課
鳥取県人権ひろば21(ふらっと)では、男女共同参画に関する書籍やDVDなどの貸し出しの他、交流スペースを活用した研修会や人権ビデオ上映会などを開催します。	交流スペース会館日数 340日 書籍貸出 1,905件 DVD・ビデオ貸出 849件 パネル展示 15回 研修会・人権ビデオ上映会等 56回	DVDや図書及び交流スペースの利用拡大に向けて企画内容の充実を図る。	真に人権が尊重される社会づくりを推進するため、人権情報の発信、人権啓発の拠点となる施設の管理運営に努める。(鳥取県立人権ひろば21管理運営費、11,007千円)	B	人権・同和対策課

(2)子どもの頃からの男女共同参画の推進

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度の実施内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
男女共同参画の視点に立った人権教育 学習事例集について、人権教育主任研究 協議会などの機会をとらえ教職員へ活用 を促します。	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主 任研究協議会等の機会を通じて、人権教育 基本方針(第2次改訂)で示している男女共 同参画の視点に立った教育の推進等の周知 を図ったり、事例集をふまえて学習参考資料 の収集を行ったりした。	子どもたちの発達段階に応じた教育 を引き続き継続していく必要があるため、 事例集の活用や学習参考資料の収集をはじ め、男女共同参画の理念の浸透を図っていく。	・人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主 任研究協議会、計画・要請訪問等の機会を通 じて、人権教育基本方針(第2次改訂)で示し ている男女共同参画の視点に立った教育の推 進等の周知を図る。 ・人権教育主任研究協議会等で事例集の活用 を促したり、参考資料等の収集に努める。	B	人権教育課
「家庭」、「公民」、「保健体育」などの学 習、特別活動などで男女共同参画に対す る意識を育成します。	学習指導要領に基づき、各学校で男女 共同参画社会や男女相互の協力につい て学習を深めた。	各教科等の学習で、男女共同 参画に対する意識の育成を継 続する。	引き続き、学習指導要領に基づき、各教科 等での学習を進め、男女共同参画に対する 意識の醸成に努める。	B	小中学校課
	「家庭」、「公民」、「保健体育」等の授業 で、男女共同参画社会の実現に向けた 環境作りや、性別にとらわれない自分の 生き方について考える学習を実施。	一人ひとりを大切に、ともに助 け合って生きていく共生社会の 意識の醸成。	関係教科等で、男女共同参画社会の実現 に向けた環境作りや、性別にとらわれない 自分の生き方について考える学習を実施。	B	高等学校課
キャリア教育や様々な体験、探究活動な どを推進することにより、自らの将来に夢や 目標を抱かせ、実現に向けた意欲を高め る取組を行います。	各学校で、職業体験や職業調べ、地域 の人から仕事に関する話を聞く等のキャリア 教育の取組を行った。	各学校の実態に応じてキャリア 教育の充実を図る。	各学校でキャリア教育の推進に努めるとと もに、校種間でキャリア教育を引き継げるよ う様子を周知する。	B	小中学校課
	卒業生や地元企業と連携した講演会や 参加・体験型の講習会の実施。	・新規高卒就職者の早期離職 率が他県に比べて若干高い傾 向にある。 ・普通科高校においては、地元 企業への一層の理解につなげ る取組が必要である。	・卒業生や地元企業と連携した講演会や参 加・体験型の講習会の実施。 (キャリア教育充実事業(キャリア塾)・ 3,226千円) ・普通科高校におけるインターンシップのプ ログラムを検討・実施。 (普通科高校インターンシップ・コーディネ ーター事業・171千円)	B	高等学校課
	・特別支援学校に在籍する生徒が身に付 けた知識、技能、態度等を、一定の基準 により評価し、認定する「鳥取県特別支援 学校技能検定」を実施した。清掃部門、 喫茶サービス部門の2つの部門を設け、 今年度は、県内特別支援学校から生徒4 9名が参加した。	・技能検定は近年、レベルが高 くなり、参加者の意欲も高まっ ているところであるが、より幅広い 生徒の参加が得られるよう、内 容の検討やより一層の学校への 周知が必要。	・県版特別支援学校技能検定の実施 ・特別支援学校教員の研修派遣 ・就労促進セミナーの実施 ・就労・定着支援員の配置 など (特別支援学校就労促進・職場定着キャ リアアップ事業・26,264千円)	B	特別支援教育課
スクールカウンセラーを学校に派遣し、いじ め、不登校などの問題を抱える生徒に対 して、相談を行います。また、教職員への助 言を通して指導力の向上を図ります。	スクールカウンセラーを学校に派遣し、い じめ、不登校などの課題を抱える児童生 徒に対して、相談活動を行った。また、教 職員へのコンサルテーションを通して教職 員の指導力の向上に努めた。	個々の児童生徒へのカウンセ リングに加えて、教職員へのコ ンサルテーション等を進め、学 校の教育相談体制のさらなる充 実を図る必要がある。 そのために「ケース会議マニ ュアル」等を活用した研修を教 職員やスクールカウンセラーを 対象に行い、学校が組織的に 対応していく取組を進める。	平成31(令和元)年度スクールカウ ンセラー研修充実事業(114千円)	A	いじめ・不登校総合 対策センター
	教育相談員又はスクールカウンセラーを 全ての県立高校に配置し、生徒、保護者 及び教職員等へのカウンセリング、教職員 対象の研修会やケース会議等を実施。	相談予約が集中したり、年間の 時間数に制約があるなどの課 題があるため、必要な時にし っかりと時間を確保する体制を構 築する必要がある。	教育相談員又はスクールカウンセラーを全 ての県立高校に配置し、生徒、保護者及び 教職員等へのカウンセリング、教職員対 象の研修会やケース会議等を実施。 (スクールカウンセラーの配置・12,663千 円)	B	高等学校課
親、友人、学校の先生などに相談できな い悩みなどの電話相談を実施する民間団 体を支援します。	・思春期の子どもたちの悩みに対応する ピアカウンセラー養成を行うとともに、 県内の中・高校へ外向き講座や相談対応 を行った。 ・また、予期せぬ妊娠について相談でき る専門の相談窓口を民間団体に委託した。	・ピアカウンセラーの養成とと もに、ピアカウンセラーが出向い ての相談対応や講座実施を一層 増やしていく必要がある。 ・また、学生と併せて、プレ・パ ママ世代(大学生等)に対する 講習も引き続き実施する。 ・予期せぬ妊娠に関する専門 相談窓口を引き続き開設する。	思春期の子ども達の性・妊娠に関する正し い知識の普及と相談やピアカウンセリング 等を実施する。 (健やかな妊娠・出産のための応援事業 ・10,467千円)	B	子育て応援課
いじめなど人権に関する悩みなどの相談 窓口を設置し、問題解決に向け支援しま す。	県内3か所に人権相談窓口を設置すると ともに、こどもいじめ人権相談窓口(24時 間対応専用電話)を設置 (相談件数 46件(人権相談件数の内 数))	相談員のより一層の資質の向 上を図る。	鳥取県内の学校におけるいじめが原因と考 えられる児童・生徒及び保護者の相談に 対応し、事実関係を確認し整理すること などにより、問題の解決に向けた支援を 行う。 (人権尊重の社会づくり相談ネットワーク 事業・11,245千円)	B	人権・同和対策課
性に関する指導・エイズ教育研修会の開 催など、学校における性に関する指導・ エイズ教育を充実します。【再掲】	・本年度は、学校向けの研修会は企画し なかつたが、県内で開催される性に関 する指導関連研修会を案内したり、WYSH 教育研修会に教職員3名を派遣し、校 内の指導の充実を図った。	・児童生徒を取り巻く環境が複 雑化していることを加味し、引 き続き指導の充実を図っていく必 要がある。	引き続き、WYSH教育研修会へ希望のあ った教職員の派遣を行う。 (児童生徒健康問題対策事業・2,195千 円)	B	体育保健課
学校に専門家を派遣、講演会などを実施 し、心や性などの健康問題への対策を行 います。	・県立学校に助産師等の専門家を派遣 し、学校の性に関する指導の充実を図 った。(時間数:150時間)	・児童生徒を取り巻く環境が複 雑化していることを加味し、引 き続き専門家を派遣の継続が必要 がある。	引き続き、希望のあった県立学校へ助 産師等の専門家を派遣を行う。 (児童生徒健康問題対策事業・2,195千 円)	B	体育保健課

(3)生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
男女共同参画センターが実施する啓発講座に加え、県内の民間団体が実施する啓発事業への支援など様々な手法で学習機会を提供します。	男女共同参画センター直営、活動団体への委託、活動団体への助成など様々な手法で学習機会を提供した。 ・直営事業 8件 266人 ・委託事業 4件 291人 ・助成事業 16件 1,038人	引き続き、男女共同参画センター直営、活動団体への委託、活動団体への助成など様々な手法で学習機会を提供する。	男女共同参画センター直営、活動団体への委託、活動団体への助成など様々な手法で学習機会を提供する。 (普及啓発事業 5,717千円)	C	男女共同参画センター
生涯学習講座として、とっとり県民カレッジ講座「未来をひらく鳥取学」などを開催します。	・ふるさと「とっとり」について考える講演会等を11講座開催した。 ・学んだ成果をそれぞれの地域での課題解決に活かせるよう、講演会形式の講座だけでなく、フィールドワーク、グループワークを組み込んだ講座を設定した。 ・市町村と連携し、市町村の課題に応じたテーマで講座を設定した。 ・身近な地域での学習を応援するため、一部講演会でライブ配信を実施した。	・学びの成果を地域の課題解決に活かすための仕組みを構築するとともに、県内市町村の社会教育担当者の人材育成を図る必要があり、平成29年度から実施した講座形式を引き続き市町村と連携して実施し、市町村独自の取組につなげる。	・県内市町村と連携し、該当市町村の課題に応じたテーマの講演会、フィールドワーク、グループワークを実施する。(2テーマ) ・県内高等教育機関と連携し、「地域づくり」をテーマにした講演会を開催する。(9講座) ・一部講演会では、身近な地域での学習を応援するため、県内2箇所程度でライブ配信を実施する。 (とっとり県民カレッジ事業・726千円、生涯学習センター運営費・91,861千円の一部)	B	社会教育課
保護者が参加する学習機会に家庭教育アドバイザーを派遣し、親の学びを支援します。	家庭教育アドバイザーの派遣(20回)	家庭教育アドバイザーを園や学校、子育てサークル等に派遣し、講演等を通じて、保護者が家庭教育の重要性に気づくなど親の学びを支援する。	学習機会の充実に係る家庭教育アドバイザー等の講師の派遣。 (とっとりふれあい家庭教育応援事業・9,847千円)	B	小中学校課
「とっとり子育て親育ちプログラム」を普及させ、親の気づきと家庭教育について学びあえる仲間づくりを促す学習機会を提供します。	「とっとり子育て親育ちプログラム」ファシリテータ派遣 派遣件数(16件) 参加者(707人)	フォローアップ研修会や情報交換会をとおして、ファシリテータのスキルアップを図るとともに、情報共有した内容等はプログラムの改訂や研修会の内容に反映させる。	・学習機会の充実に係る「とっとり子育て親育ちプログラム」ファシリテータ等講師の派遣。 ・ファシリテータのフォローアップ研修会の実施(全県で1回) (とっとりふれあい家庭教育応援事業・9,847千円)	B	小中学校課
家庭教育啓発を行うための広報の充実を進めます。	・子育て中の保護者を対象に、家庭教育リーフレット・小学校スタートブック等による成長段階にあわせた啓発を実施。 ・新聞広告・情報誌等による広報を通じ、広く県民に対し、家庭教育の機運を醸成。	新聞広告・情報誌、啓発グッズ等により、家庭教育に関する様々な情報を提供し、家庭教育に対する啓発・支援を行う。	・啓発広報 (とっとりふれあい家庭教育応援事業・9,847千円)	A	小中学校課
社会教育について専門性の高い人材として、社会教育主事を養成します。	・市町村の社会教育主事を対象とした研修会を実施した。(参加者24名) ○H30社会教育主事講習[B]鳥取会場の実施 1日時 H31.1.21-2.27 2場所 琴浦町生涯学習センター 3受講者数 12名(資格取得者8名、4名は分割受講者のため次年度も受講予定)	継続して研修会を行い、専門スキルの向上を図るとともに、社会教育主事未発令の市町村を中心に講習の受講を働きかける。	・県・市町村社会教育主事及び社会教育担当者研修会を実施し、専門スキルの向上を図る。(R元.6月と12月に実施予定) ・H31社会教育主事講習[B]鳥取会場を開催し、社会教育主事資格取得の支援を行う。 日時 R2年1月20日-2月27日 場所 琴浦町生涯学習センター (県市町村社会教育振興事業1,452千円の一部)	B	社会教育課
インターネット、情報誌などを活用し、生涯学習情報を提供します。	HP「とっとり県民学習ネット」(随時情報更新)、情報誌「生涯学習とっとり」(年6回奇数月発行)で講座情報を提供した。	県民ニーズに応じた講座情報が提供できるよう、紙面構成等の工夫が必要。	HP「とっとり県民学習ネット」(随時情報更新)、情報誌「生涯学習とっとり」(年6回奇数月発行)で講座情報を提供する。 (生涯学習センター運営費・91,861千円の一部)	B	社会教育課
	【東部】 社会教育に関する情報提供等を教育局のホームページやTobu通信に掲載した。 【中部】 社会教育に関する活動報告や情報提供などを教育局のホームページに掲載した。 【西部】 社会教育に関する活動報告や情報提供などを教育局のホームページや社会教育通信「社会教育の底力」に掲載した。	よりタイムリーな情報提供を心がける。	【東部】 ホームページ、広報誌等で情報提供に努める。 【中部】 社会教育に関する活動報告や情報提供などをホームページに定期的に掲載する。 【西部】 社会教育に関する活動報告や情報提供などをホームページや社会教育通信に定期的に掲載する。	A	各教育局

(4)男性の家庭生活・地域生活への参画促進

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
男性の家庭進出を促進させるため、男性の意識改革やワーク・ライフ・バランスなどをテーマにした講座を開催します。	・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。(派遣回数:6回、セミナー参加者数:330人) ・家事シェアセミナーを開催。(開催回数:2回、セミナー参加者数:20人)	・企業における女性活躍推進には家庭における男性の家事参画が必要であり、特に土木・建設業のように男性の従業員比率が高い企業へ事業の実施を働き掛けていく必要がある。 ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える必要がある。	・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。 ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型のセミナーを開催し、男性の家事参画の促進を図る。 (普及啓発事業 5,717千円)	B	男女共同参画センター

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
男性を対象とした企業内研修などを推進し、男性の家庭進出を促進します。【再掲】	・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。(派遣回数:6回、セミナー参加者数:330人) ・家事シェアセミナーを開催。(開催回数:2回、セミナー参加者数:20人)	・企業における女性活躍推進には家庭における男性の家事参画が必要であり、特に土木・建設業のように男性の従業員比率が高い企業へ事業の実施を働き掛けていく必要がある。 ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える必要がある。	・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。 ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型のセミナーを開催し、男性の家事参画の促進を図る。 (普及啓発事業 5,717千円)	C	男女共同参画センター
男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談員による「オトコの相談日」及び男性臨床心理士による専門相談を実施します。【再掲】	・H30年度男性臨床心理士による心の相談件数:6件 ・H30年度オトコの相談件数:51件	あらゆる機会を捉えて男性への相談窓口の周知を図る。	引き続き男性対象相談窓口の周知を行う。 (男女共同参画センター費(センター運営事業 32,981千円)	B	男女共同参画センター
父子手帳の配布や男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する奨励金の支給などにより、男性の育児参画を推進します。【再掲】	・国の出生時両立支援助成金制度がH28年度に創設されたが、国助成金の対象外となる企業に対して単県の奨励金支援することにより、県内企業の男性の育児参加の促進を図った。 ・企業子宝率が1.37(H28)から、H30年度は1.36に若干下降した。 ・男性の育児休業取得促進奨励金の支援制度の認知度は広まりつつあるものの、男性の育児休業取得率5.6%から目標値に対してはまだ差が大きい。	・企業支援奨励金は伸びつつあるが、男性の育休取得に直結していない面もあり、引き続き制度の周知と企業意識の醸成が必要であり、キャラバン隊などにより引き続きPRに努める。	・男性の育児・介護休業等取得促進奨励金による助成 ・父子手帳のアプリ提供 (子育てしやすい企業推進事業・5,303千円)	C	子育て王国課

(5)国際的視野に立った男女共同参画の推進

具体的施策	H30年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H31年度取組内容 (H31予算事業名・事業費)	30年度 評価	担当課
青少年による国際協力の推進を図るため、青少年海外協力隊の普及広報活動などへの支援を進めます。	・青年海外協力隊鳥取県OV会の役割である、青年海外協力隊の活躍を広く県民に紹介する「帰国報告会」(平成30年度青年海外協力隊帰国報告会/平成30年11月23日(金・祝)/約130名の来場)や普及広報活動(活動冊子(1,200部)の作成・発送)への助成を実施。	鳥取県出身の青年海外協力隊員の派遣地での活動を紹介する帰国報告会が開催でき、冊子を発行するなどして広く一般県民へ国際協力や異文化への理解を呼びかけることができた。このような活動を継続することで、一般県民の地域の国際化における理解を促進したい。	<帰国報告会開催事業> 広く一般県民に県出身隊員の活動を紹介します。活動に対する理解や協力隊への参加を呼びかけるために帰国報告会を開催する青年海外協力隊鳥取県OV会に対し助成を行う。 (交流ネットワーク活用事業の内、青少年国際協力支援事業・帰国報告会開催/223千円) <普及広報活動事業> 活動冊子を作成し、青年海外協力隊の実態を広く県民に知らせることで国際協力に対する理解と関心の呼び起こしにつなげる。 (交流ネットワーク活用事業の内、青少年国際協力支援事業・普及広報活動事業/177千円)	B	交流推進課
国際交流の推進を図るため、北東アジア諸国との女性指導者交流会の開催及び参加を進めます。	韓国江原道で開催された北東アジア女性CEOフォーラムに県内企業の女性経営者等が参加(担当:通商物流課)	地域によって取組意欲に差があり、ロシア沿海地方での開催について未定。	9月に韓国江原道で開催される北東アジア女性CEOフォーラムに県内企業の女性経営者等が参加(担当:通商物流課)	B	女性活躍推進課
国際交流フェスティバル、多文化共生出前講座、子どものための異文化理解体験講座、国際交流の集いなどによる国際理解の推進を図ります。【再掲】	・国際交流フェスティバル 異文化理解の促進を目指し、県内三地区(東・中・西)で国際交流フェスティバルを実施 (東部10月21日、中部11月25日、西部9月24日) ・子どものための異文化理解体験講座 小学生を対象に様々な国の文化に触れ、世界の中の日本について考える機会を提供する講座を実施。(実績:22校) ・多文化共生出前講座 公的機関や民間団体等が主体となって実施する研修会等への講師派遣等、多文化共生社会の実現に向けた意識啓発を実施。(実績:19件)	国際交流財団自主事業	・国際交流フェスティバル ・子どものための異文化理解体験講座 ・多文化共生出前講座 (以上、国際交流財団事業として実施)	A	交流推進課
柔軟な思考力や豊かな表現力を持ち、国際社会で活躍できる人材を育成するため、語学指導などを行う外国語指導助手(ALT)の配置や留学・海外体験活動などへの支援を行います。	・英語担当ALTを各県立高等学校(全日制)に各1名(一部2名)、韓国語担当ALTを2校に各1名配置。 ・短期の語学研修や1年間の海外留学に対する助成及び短期の海外派遣事業を10名に実施。 ・米国スタンフォード大学による遠隔講座を希望する高校生に提供	・ALTの指導力向上 ・各種海外留学・海外体験支援の充実 ・遠隔講座内容と事前・事後課題フローの見直し	・外国語教育の充実を図るため、県立高校に語学指導を行うALTを配置する。 (外国語指導力強化関係事業・123,486千円) ・グローバル化に対応できるよう、留学などの海外体験を通じて、柔軟な思考力や豊かな表現力を持ち、国際社会で活躍する人材を育成する。 (鳥取発!高校生グローバルチャレンジ事業・6,741千円) (グローバルリーダーズキャンパス・10,835千円)	B	高等学校課

Ⅲ 男女共同参画施策の実施効果

第4次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の進捗状況

基本テーマA 男女共同参画がともに活躍できる環境づくり

●重点目標1 働く場における女性活躍の推進

項目	所管課	策定時		目標値		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H30年度 (左欄：実績値、右欄：時点)	
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を知っている県民の割合	女性活躍推進課	28.1%	H26	50%以上	H31	28.1%	H26	28.1%	H26
週労働時間60時間以上の有業者の割合	とっとり働き方改革支援センター	7.1%	H24	5%	H29	7.1%	H24	7.9%	H29
県職員の時間外勤務削減（年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合）	職員支援課 病院局総務課 教育総務課	12.4%	H26	10%以内	H32	13.1%	H29	14.9%	H30
県教育委員会事務局及び公立学校に勤務する行政職員の時間外勤務削減（年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合）	教育人材開発課	9.1%	H26	10%以内	H32	7.1%	H29	9.3%	H30
年次有給休暇取得率（県内中小企業）	とっとり働き方改革支援センター	46.3%	H26	70%	H32	44.6%	H29	45.6%	H30
県職員年次有給休暇（夏季休暇を含む）の1人当たり年間平均取得日数	職員支援課 病院局総務課 教育総務課	13.9日	H26	17日以上	H32	14.6日	H29	15.6日	H30
教職員の年次有給休暇等（夏季休暇を含む）の1人当たり年間平均取得日数	教育総務課	14.2日	H26	17日以上	H32	16.3日	H29	17.6日	H30
警察職員の年次有給休暇等（夏季休暇を含む）1人当たり年間平均取得日数	警察本部警務課	10.8日	H27	17日以上	H31	15.6日	H29	17.2日	H30
県職員の時差出勤又はフレックスタイム制度の利用者数（実人員）	人事企画課	236人	H27	500人以上	H32	307人	H29	357人	H30
男性の育児休業取得率									
県職員	職員支援課 病院局総務課 教育総務課	5.7%	H26	15%以上	H32	12.8%	H29	17.3%	H30
教職員	教育総務課	4.1%	H26	15%以上	H32	1.83%	H29	0%	H30
警察職員	警察本部警務課	0%	H27	10%	H31	1.08%	H29	5.95%	H30
民間企業	子育て応援課	2.7%	H26	15%	H29	2.7%	H26	5.6%	H30
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	子育て応援課 女性活躍推進課	1日当たり57分 ※全国 1日当たり67分	H24	全国平均以上	H29	1日当たり76分 ※全国 1日当たり83分	H28	1日当たり76分 ※全国 1日当たり83分	H28
男女共同参画推進企業のうちイクボス宣言企業率	女性活躍推進課	20.5%	H27	85%	H32	60.6%	H29	70.1%	H30
鳥取県男女共同参画推進企業認定企業数	女性活躍推進課	586社	H27	800社	H32	687社	H29	754社	H30
鳥取県家庭教育推進協力企業	小中学校課	582社	H27	700社	H30	674社	H29	724社	H30
年度中途の保育所等の待機児童数	子育て応援課	56人	H27.10	解消をめざす	H31	116人	H29.10	103人	H30.10

項目	所管課	策定時		目標値		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H30年度 (左欄：実績値、右欄：時点)	
放課後児童児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	子育て応援課	91人	H27.5	解消をめざす	H31	52人	H30.3	67人	H31.3
放課後子供教室 (実施市町村数) (実施教室数)	小中学校課	10市町村 49教室	H27	19市町村 55教室	H31	10市町村 52教室	H29	10市町村 54教室	H30
延長保育設置か所数	子育て応援課	142か所	H27	171か所	H31	200か所	H29	168か所	H31.3
一時保育設置か所数	子育て応援課	75か所	H27	79か所	H31	76か所	H29.7	77か所	H31.3
病児・病後児保育設置か所数	子育て応援課	21か所	H27	29か所	H31	27か所	H30.3	26か所	H31.3
「職場」において男女の地位が平等であるとする割合	女性活躍推進課	20.6%	H26	50%以上	H31	20.6%	H26	20.6%	H26
25歳から44歳までの女性の就業率	女性活躍推進課	79.0%	H24	85%以上	H32	79.0%	H24	84.2%	H29
管理的地位に占める女性割合	女性活躍推進課	従業員10名以上の企業 (18.0% H27)		25%以上	H32	21.9%	H29	21.9%	H29
		従業員100名以上の企業 (22.5% H27)		30%以上	H32	22.0%	H29	22.0%	H29
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合（10人以上）									
係長相当職	女性活躍推進課	25.4%	H27	30%以上	H32	28.8%	H29	28.8%	H29
課長相当職		17.4%	H27	20%以上	H32	19.3%	H29	19.3%	H29
部長相当職		12.8%	H27	15%以上	H32	12.8%	H29	12.8%	H29
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合（100人以上）									
係長相当職	女性活躍推進課	26.1%	H27	35%以上	H32	28.7%	H29	28.7%	H29
課長相当職		18.2%	H27	20%以上	H32	18.4%	H29	18.4%	H29
部長相当職		13.2%	H27	15%以上	H32	11.7%	H29	11.7%	H29
女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定数	女性活躍推進課	2市町村	H27	19市町村	H32	10市町村	H29	15市町村	H30
輝く女性活躍パワーアップ企業登録数	女性活躍推進課	41社	H27	300社	H32	141社	H29	205社	H30
建設業における女性就業者数又はその割合	県土総務課	1,890人 建設業労働者数 合計に対する割合 16%	H26	2,200人 建設業労働者数 合計に対する割合 18%	H32	2,013人 建設業労働者数 合計に対する割合 16.4%	H29	1,903人 建設業労働者数 合計に対する割合 16.1%	H30
県の地方公務員採用者に占める女性の割合	人事企画課 病院局総務課 教育総務課	54.1%	H27	50%程度	H32	54.7%	H29	55.6%	H30
県の係長級以上（管理的地位）に占める女性の割合	人事企画課 病院局総務課 教育総務課	28.2%	H27.4	32%以上	H32	31.9%	H30.4	33.3%	H31.4
県の課長級以上に占める女性の割合	人事企画課 病院局総務課 教育総務課	14.6%	H27.4	20%以上	H32	22.2%	H30.4	22.5%	H31.4
全警察官に占める女性警察官の割合（育児休業者等を含む）	警察本部警務課	8.0%	H27	10%	H33	8.9%	H29.4	9.4%	H30.4
公立小中学校の教頭以上に占める女性の割合	教育人材開発課	18.6%	H28.4	25%程度	H32	19.1%	H30.4	22.4%	H31.4

項目	所管課	策定時		目標値		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H30年度 (左欄：実績値、右欄：時点)	
県立高等学校の教頭以上に占める女性の割合	教育人材開発課	9.3%	H28.4	10%程度	H32	10.7%	H30.4	12.0%	H31.4
公立特別支援学校の教頭以上に占める女性の割合	教育人材開発課	37.5%	H28.4	40%程度	H32	43.5%	H30.4	56.5%	H31.4
商工会及び商工会議所の創業支援による女性の創業件数	産業振興課	年間43件	H27	年間75件以上	H32	年間57件	H29	年間97件	H30
非正規雇用から正規雇用への転換者数	県立ハローワーク	324人	H27	1,000人	H30	648人	H29	812人	H30
家族経営協定締結農家数	とっとり農業戦略課	290組	H27	318組	H32	302組	H28	332組	H30
農業協同組合における女性役員数	農林水産総務課	6.7%	H27	10%	H32	5.0%	H29	5.0%	H30
農業委員に占める女性の割合	経営支援課	32%	H27.8	40%	H32	12%	H29	12%	H30
女性認定農業者数	経営支援課	58人	H27	75人	H32	60人	H29	60人	H29
指導農業士に占める女性の割合	とっとり農業戦略課	26%	H27	30%以上	H32	22%	H29	22%	H30
女性林業従事者（技術者）数	林政企画課	5人	H27	10人	H32	4人	H29	5名	H30
女性漁業就業者数（漁協等での加工・魚食普及を含む）	水産課	105人	H27	150人	H32	111人	H29	120人	H30

●重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

項目	所管課	策定時		目標値		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H30年度 (左欄：実績値、右欄：時点)	
県の審議会等における女性委員割合	人事企画課 女性活躍推進課	44.1%	H27.4	40%以上	毎年度	44.2%	H29.4	43.8%	H30.4
「町内会や地域」において男女の地位が平等であるとする割合	男女共同参画センター	31.7%	H26	50%以上	H31	31.7%	H26	31.7%	H26
方針決定の場に女性が参画している自治会の割合	女性活躍推進課	—	—	50%	H32	—	—	—	—
県、市町村による公民館、自治会等の男女共同参画学習への講師派遣回数	男女共同参画センター	98回	H26	110回	H32	110回	H29	101回	H30
とっとり子育て隊認定数	子育て応援課	4,340隊	H27	7,440隊	H31	5,899隊	H30.3	6,066隊	H31.3
消防団員 (女性団員数) (女性が入団している市町村数)	消防防災課	158人 18市町村	H27.1	250人 19市町村	H32	174人 17市町村	H29.4	170人 17市町村	H30.4

基本テーマB 安心・安全に暮らせる社会づくり

●重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援

項目	所管課	策定時		目標値		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H30年度 (左欄：実績値、右欄：時点)	
健康寿命（男女別）	健康政策課	男性：70.87歳 女性：74.48歳	H25	男性：73歳 女性：76歳	H32	男性：71.69歳 女性：74.14歳	H28	男性：71.69歳 女性：74.14歳	H28
自死者の減少	健康政策課	106人	H27	減らす	H29	100人	H29	80人	H30

項目	所管課	策定時		目標値		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H30年度 (左欄：実績値、右欄：時点)	
運動習慣のある者の割合	健康政策課	男性：26.6% 女性：29.4%	H24	男女とも 30%以上	H31	男性：26.5% 女性：21.4%	H28	男性：26.5% 女性：21.4%	H28
成人の週1回以上スポーツ実施率	スポーツ課	男性：57.7% 女性：53.3%	H26	男性：68%以上 女性：63%以上	H31	男性：57.7% 女性：53.3%	H26	男性：49.0% 女性：46.8%	H30
1週間の総運動時間が60分以上の児童生徒の割合（男女別）	体育保健課	中学校女子：80.4% 中学校男子：94.3% 小学校女子：88.5% 小学校男子：94.2%	H27	中学校女子：81% 中学校男子：95% 小学校女子：90% 小学校男子：95%	H32	中学校女子：82.3% 中学校男子：95.5% 小学校女子：88.3% 小学校男子：94.3%	H29	中学校女子：84.0% 中学校男子：94.9% 小学校女子：87.8% 小学校男子：92.4%	H30
がん検診受診率	健康政策課	胃がん：25.8% 肺がん：27.9% 大腸がん：30.2% 子宮がん：32.0% 乳がん：30.5%	H26	50%以上	H29	胃がん：26.8% 肺がん：28.9% 大腸がん：30.6% 子宮がん：34.9% 乳がん：33.1%	H28	胃がん：27.2% 肺がん：29.0% 大腸がん：30.3% 子宮がん：37.5% 乳がん：32.3%	H29
子育て世代包括支援センターの設置市町村数	子育て応援課	4市町村	H27	19市町村	H31	17市町村	H30.3	19市町村	H31.3
人工妊娠中絶率	子育て応援課	10.4	H26	9.4	H32	9.6	H28	9.3%	H29
妊娠11週以下での妊娠の届出率	子育て応援課	91.0%	H26	100%	H32	89.9%	H28	89.9%	H29
妊娠中の喫煙（妊娠の届出時）	子育て応援課	2.6%	H27	0%	H32	2.9%	H28	2.6%	H29
県内のNICU病床数	医療政策課	18床	H27	24床	H32	24床	H29	24床	H30

●重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

項目	所管課	策定時		目標値		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H30年度 (左欄：実績値、右欄：時点)	
シニア人材バンクへの延べ登録者数	長寿社会課	393人	H27	2,000人	H31	1,021人	H29	2,254人	H30
とっとりシニア人材バンク掲載者数	参画協働課	108人	H27	150人	H30	108人	H27	108人	H27
学校支援ボランティア (登録者数) (実施市町村数)	小中学校課	7,575人 14市町村	H27	9,000人 19市町村	H31	7,453人 17市町村	H29	7,617人 17市町村	H30
ふれあい共生ホーム (設置数) (設置市町村数)	長寿社会課	41箇所 12市町村	H27	50箇所 19市町村	H31	62箇所 15市町村	H29	71箇所 19市町村	H30
あいサポーター数	障がい福祉課	292,548人 (うち県内 63,207人)	H27	全国44万人 (うち県内 81,000人)	H32	413,732人 (うち県内 71,388人)	H30.3	455,874人 (うち県内 73,542人)	H31.3
ユニバーサルデザインを知っている県民の割合	人権・同和対策課	21.6%	H26	50%	H31	21.6%	H26	21.6%	H26
障がい者の実雇用率									
民間企業	雇用政策課	1.99%	H27.6	2.0%	H30	2.16%	H29.6	2.22%	H30.6
知事部局	人事企画課	2.95%	H27.6	3.0%	H30	3.17%	H29.6	3.21%	H30.6
教育委員会	教育総務課	2.75%	H27.6	2.9%	H30	2.60%	H29.6	2.55%	H30.6

項目	所管課	策定時		目標値		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H30年度 (左欄：実績値、右欄：時点)	
病院局	病院局総務課	1.90%	H27.6	2.3%	H30	2.39%	H29.6	2.51%	H30.6
警察本部一般職員	警察本部警務課	2.61%	H27.6	2.61%以上	H30	2.60%	H29.6	2.56%	H30.6
ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進継続給付金事業の実施市町村数	青少年・家庭課	5市町村	H27	19市町村	H31	19市町村	H29	19市町村	H30
ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	青少年・家庭課	12市町村	H27	19市町村	H31	12市町村	H29	12市町村	H30
貧困世帯向けの学習支援事業の実施市町村数	福祉保健課	9市町村	H27	19市町村	H31	18市町村	H29	19市町村	H30

●重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

項目	所管課	策定時		目標値		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H30年度 (左欄：実績値、右欄：時点)	
過去1年間にドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがあると答えた人の割合	女性活躍推進課 青少年・家庭課	1.4%	H26	0%	H31	1.4%	H26	1.4%	H26
性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター設置数	くらしの安心推進課	0箇所	H27	1箇所	H32	1箇所	H29	1箇所	H30

基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

●重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

項目	所管課	策定時		目標値		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H30年度 (左欄：実績値、右欄：時点)	
「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考える割合	男女共同参画センター	11.5%	H26	50%以上	H31	11.5%	H26	11.5%	H26
男女共同参画を知っている県民の割合	男女共同参画センター	58.9%	H26	100%	H31	58.9%	H26	58.9%	H26
男女共同参画センターによる県民の男女共同参画学習講座等への支援回数	男女共同参画センター	年間79回	H26	年間100回	毎年度	年間72回	H29	年間104回	H30
男女共同参画センターによる男女共同参画の理解を促進する講座の参加者数	男女共同参画センター	1,311人	H26	1,500人	毎年度	1,821人	H29	565人	H30
【再掲】男性の育児休業取得率(民間企業)	子育て応援課	2.7%	H26	15%	H29	2.7%	H26	5.6%	H30
【再掲】6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	子育て応援課 女性活躍推進課	1日当たり57分 ※全国 1日当たり67分	H24	全国平均以上	H29	1日当たり76分 ※全国 1日当たり83分	H28	1日当たり76分 ※全国 1日当たり83分	H28

鳥 取 県 男 女 共 同 参 画 白 書

～平成30年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書（本編）～
令和元年 11 月

発行／鳥取県令和新時代創造本部 女性活躍推進課

〒680-8570 鳥取市東町1-220

電 話 0857-26-7077

ファクシミリ 0857-26-8196

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>

Eメール jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp